

日進市子ども・子育て支援事業計画

計画期間（平成27年度～平成31年度）



平成27年3月

日進市

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 3 | 計画の位置づけ | 3 |
| 4 | 計画期間 | 4 |
| 5 | 計画策定体制と経過 | 4 |

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 日進市の人口動態等の現状 | 7 |
| 2 | 保育サービス等の現状 | 12 |
| 3 | アンケートから見られる現状 | 18 |
| 4 | 次世代育成支援計画（後期行動計画）平成22年度～平成26年度の評価 | 30 |
| 5 | 日進市の子ども・子育てを取り巻く課題 | 33 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|-------|----|
| 1 | 基本理念 | 37 |
| 2 | 基本目標 | 39 |
| 3 | 施策の体系 | 42 |

第4章 施策の展開

| | | |
|-------|--------------------------|----|
| 基本目標1 | 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり | 43 |
| 基本目標2 | すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり | 48 |
| 基本目標3 | 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり | 52 |
| 基本目標4 | 親と子の学びと育ちを促すまちづくり | 58 |
| 基本目標5 | 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり | 66 |

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画について 73
- 2 人口推計 76
- 3 ニーズ量の見込みと提供量について 76
- 4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び
その実施時期 77
- 5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに
提供体制の確保の内容及びその実施時期 83
- 6 認定こども園の普及等に関する取組
(教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の
確保について) 99

第6章 計画の進行管理

- 1 施策の実施状況の点検 101
- 2 既存事業の見直しや整理統合、財源の確保 101
- 3 国・県等との連携 101

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

これは、社会状況やライフスタイルの多様化により未婚化や晩婚化、晩産化が進行している現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、日進市次世代育成支援計画を推進し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみんながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきています。その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築する「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

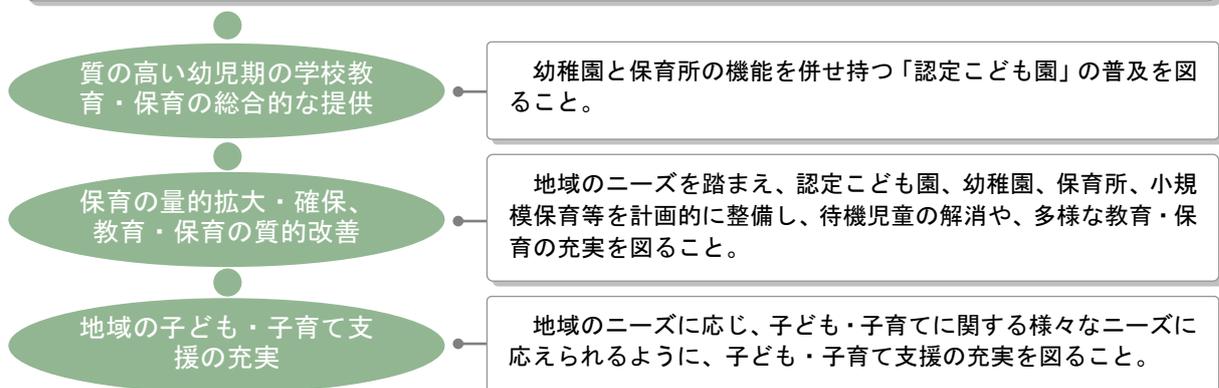
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの期間を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3 計画の位置づけ

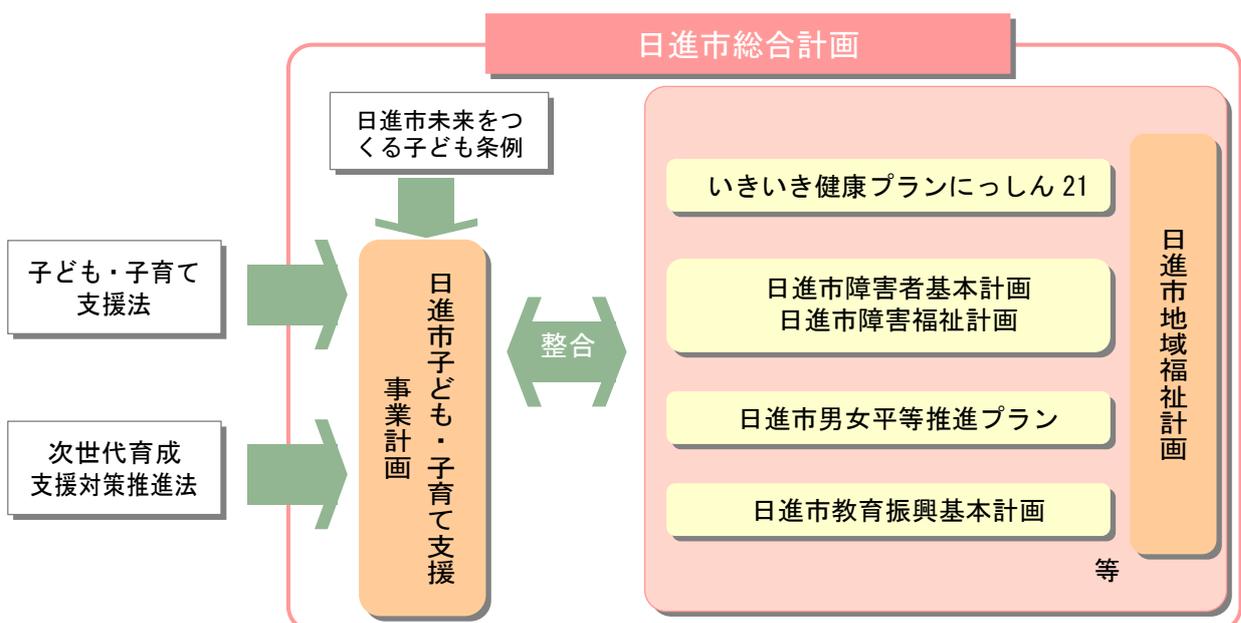
この計画は、「日進市総合計画」の実現をめざし、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられるものです。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、日進市の独自性を踏まえながら、日進市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取り組みを推進します。

また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画であるとともに、「日進市未来をつくる子ども条例」による子どもに関する行動計画として策定していきます。

この計画は、「日進市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「日進市地域福祉計画」、「いきいき健康プランにっしん21」、「日進市障害者基本計画・日進市障害福祉計画」等の諸計画との整合及び連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。さらに、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備等、多岐にわたる分野があり、これらの施策、事業との相互的かつ一体的な連携をとって推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】



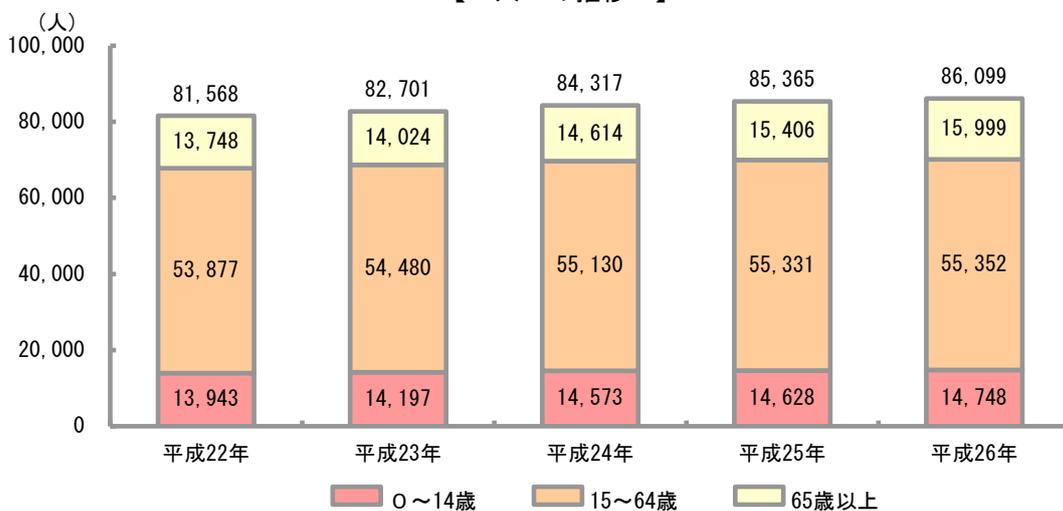
1 日進市の人口動態等の現状

(1) 人口推移

日進市の人口の推移をみると、総人口は年々増加しており、平成26年4月1日現在では86,099人となっています。

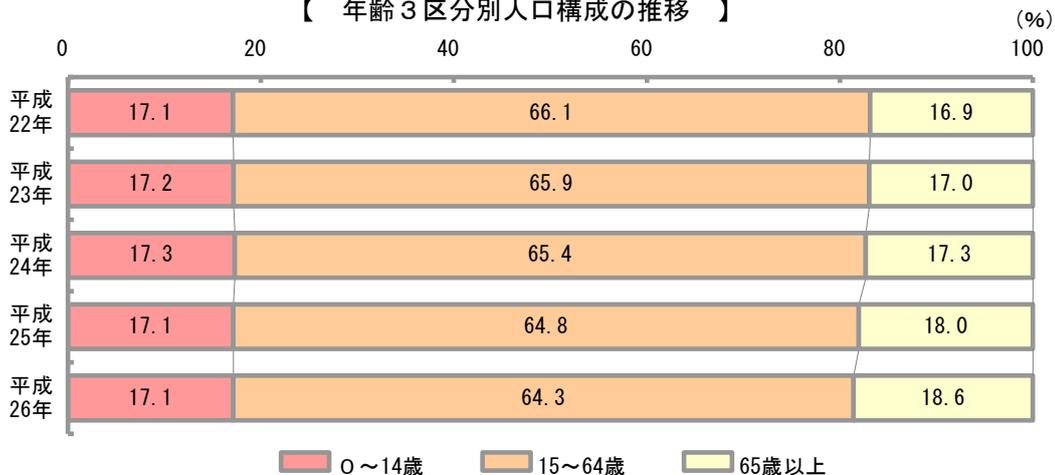
また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は横ばいですが、65歳以上の割合は近年5年間で1.7%増加しており、高齢化が進んでいます。

【 人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22～平成24年は外国人人口を加味）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

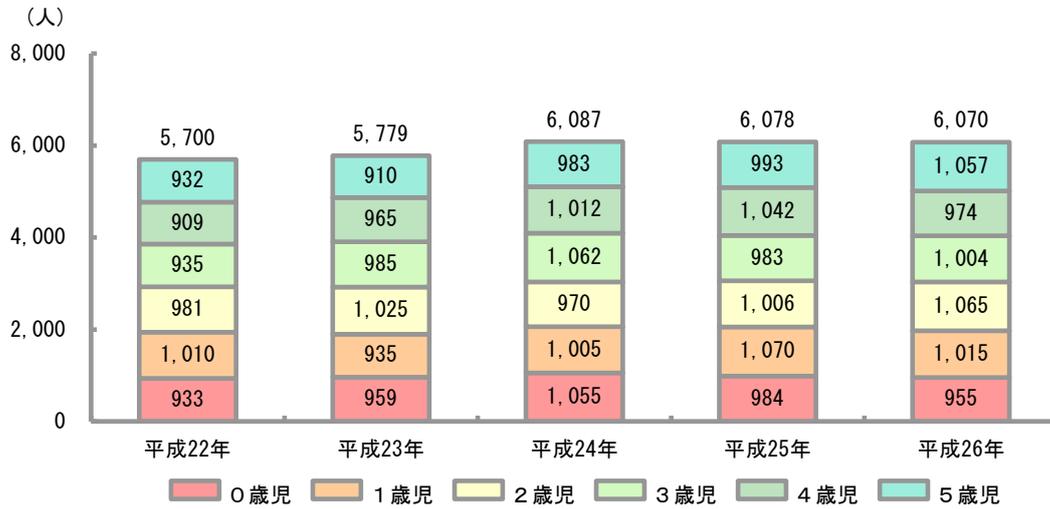


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22～平成24年は外国人人口を加味）

(2) 子どもの人口の推移

日進市の子ども人口の推移をみると、0歳から5歳の子ども人口は、総人口と同じく増加傾向にあります。平成22年の5,700人に比べ、平成26年4月1日現在で6,070人となっています。

【 子どもの人口の推移 】

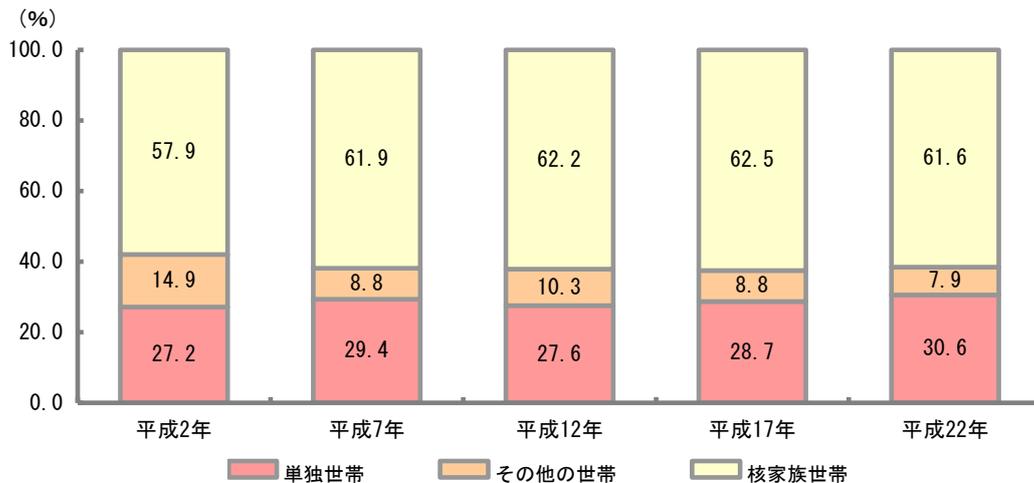


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22～平成24年は外国人人口を加味）

(3) 世帯構成の状況

日進市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、約6割で推移しています。単独世帯の占める割合は、年々増加しており、平成22年には3割を超えています。

【 世帯構成の推移 】



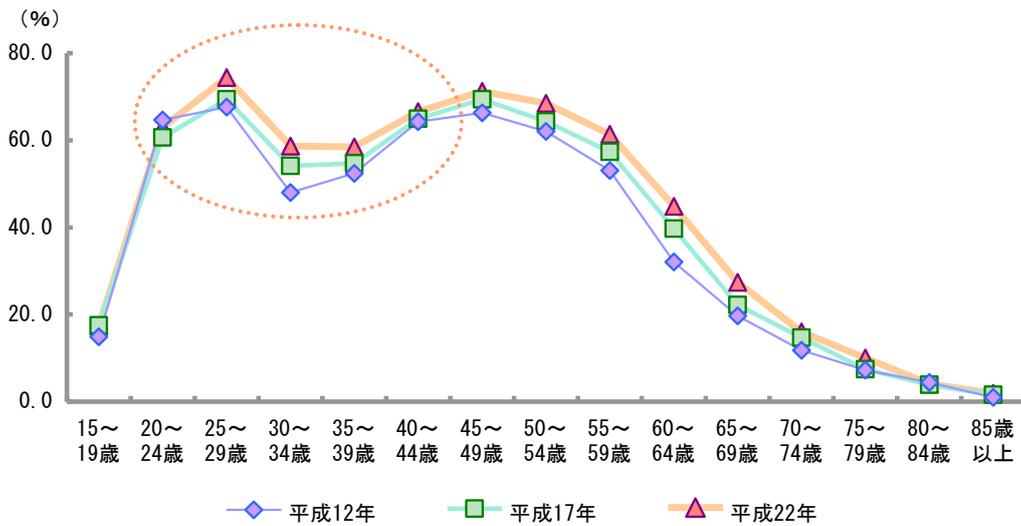
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

日進市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

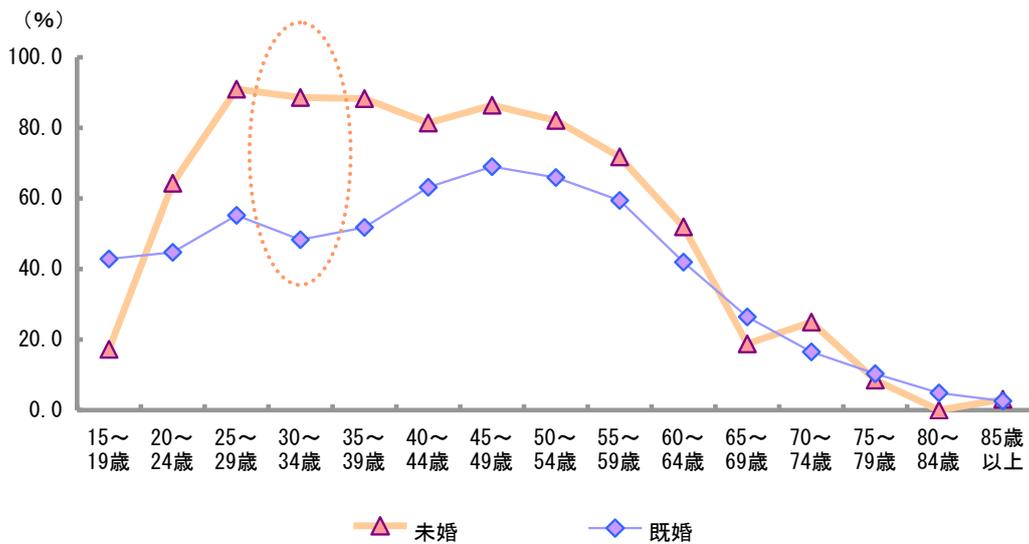
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳代から30歳代において、労働力率が高くなっており、特に30～34歳では40.4ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

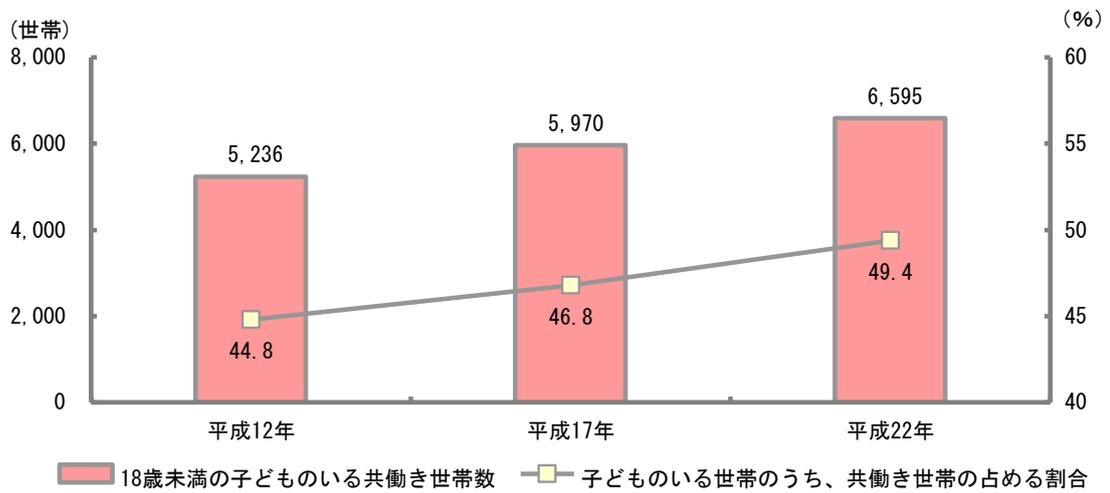


資料：国勢調査

日進市の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は増加傾向にあり、平成12年の5,236世帯から、平成22年では6,595世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合も増加しており、平成22年で約5割となっています。

【 共働き世帯の状況 】

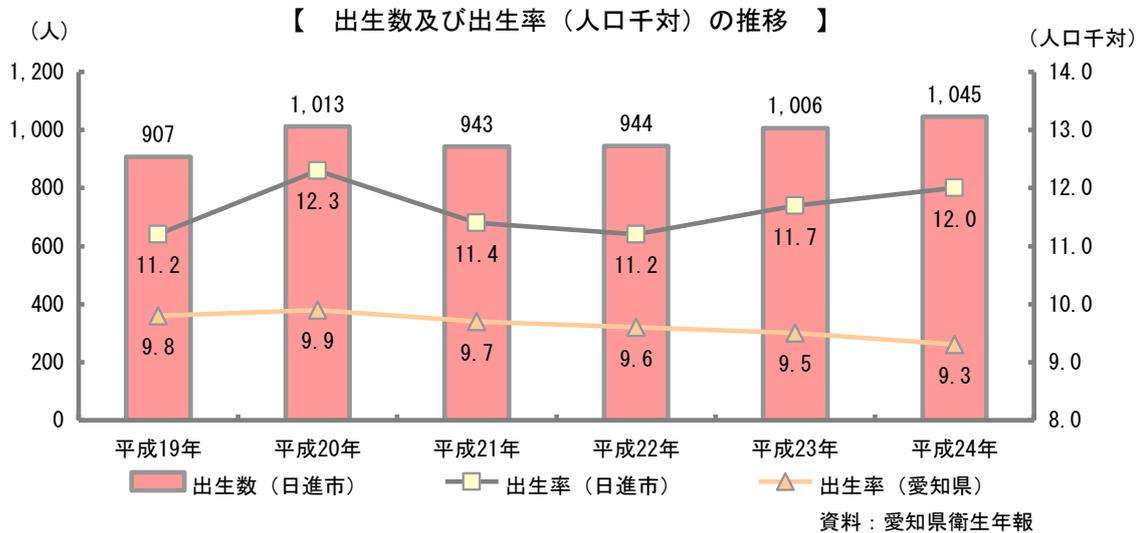


資料：国勢調査

(5) 出生の動向

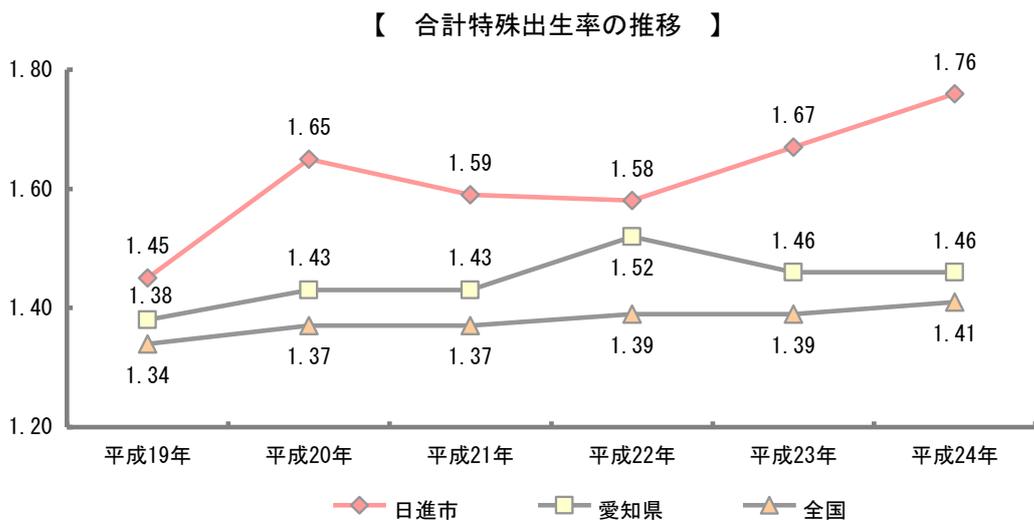
日進市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成19年から増加傾向にあり、平成24年現在で1,045人となっています。

出生率は、平成20年から平成22年まで減少していましたが、平成22年以降増加に転じています。また各年で、愛知県の出生率を上回って推移しています。



合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

日進市の合計特殊出生率は、平成22年以降大幅に増加しており、平成24年には1.76と愛知県、全国を大きく上回っています。



(2) 特別保育の実施状況

① 延長保育（時間外保育）

延長保育（時間外保育）は、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

日進市の延長保育の利用状況をみると、平成 21 年度の 120 人から年々増加し、平成 25 年度現在では 202 人となっています。

【 延長保育の利用状況（午後 6 時以降） 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施園数 | 3 園 | 3 園 | 3 園 | 4 園 | 4 園 |
| 利用人数 | 120 人 | 153 人 | 158 人 | 214 人 | 202 人 |

資料：庁内資料

② 乳児保育

乳児保育は、0 から 2 歳児の乳児を対象に、乳児を保育園で預かる事業です。

利用状況については、年々増加しており、平成 25 年度には 594 人と平成 21 年度の 1.4 倍となっています。

【 乳児保育の利用状況 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施園数 | 10 園 | 10 園 | 11 園 | 11 園 | 11 園 |
| 0 歳～2 歳 | 434 人 | 505 人 | 580 人 | 587 人 | 594 人 |

資料：庁内資料

③ 一時預かり保育

一時預かり保育は、保護者が傷病や就労、育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、幼稚園や保育園等で一時的に預かる事業です。

日進市の一時預かり保育の利用状況をみると、幼稚園で平成 23 年度の 14,857 人から、24 年度の 23,391 人に大幅な増加をしましたが、近年 2 年間は横ばいとなっています。

【 一時預かり保育の利用状況 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 幼稚園実施園数 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 |
| 幼稚園利用人数 | 14,222 人 | 11,932 人 | 14,857 人 | 23,391 人 | 23,703 人 |
| 保育園実施園数 | 3 園 | 3 園 | 3 園 | 3 園 | 3 園 |
| 保育園利用人数 | 3,386 人 | 3,816 人 | 3,367 人 | 2,606 人 | 3,130 人 |

資料：庁内資料

④ 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

日進市の病児・病後児保育の利用状況をみると、年々増加しています。

【 病児・病後児保育の利用状況 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 施設数 | 1 箇所 |
| 延べ利用人数 | 54 人 | 107 人 | 116 人 | 526 人 | 705 人 |

資料：庁内資料

③ 妊婦健診健康診査

妊婦健診健康診査は、母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康状態の把握・健康保持増進や異常の早期発見を目的として妊婦を対象に健康診査を行う事業です。

日進市の妊婦健診健康診査（14 回の健診）の受診率は、平成 23 年度以降 90%台となっています。

【 妊婦健診の受診状況 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受診対象者数 | 1,013 人 | 997 人 | 1,042 人 | 1,021 人 | 1,041 人 |
| 延べ受診者数 | 10,335 人 | 12,360 人 | 13,359 人 | 13,382 人 | 13,144 人 |
| 受診率 | 72.8% | 88.5% | 91.5% | 93.6% | 90.1% |

資料：庁内資料

④ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法第 6 条に基づき生後 4 か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけることにより乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。また、養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭に対し、具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るものです。

日進市の乳児家庭全戸訪問事業の状況をみると、訪問率は平成 23 年度以降 98%台で横ばいとなっています。養育支援訪問事業の状況は、平成 24 年度の ~~18~~48 世帯、平成 25 年度で 14 世帯となっています。

【 乳児家庭全戸訪問事業の状況 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問人数 | 711 人 | 921 人 | 999 人 | 1,016 人 | 936 人 |
| 訪問率 | 75.0% | 96.9% | 98.6% | 98.1% | 98.2% |

資料：庁内資料

【 養育支援訪問事業の状況 】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|---------------------|----------|
| 訪問世帯数 | — | — | — | 18 48 世帯 | 14 世帯 |

資料：庁内資料

3 アンケートから見られる現状

(1) 調査の目的

市内の就学前児童と小学生の保護者を対象に、計画に記載する幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援等の事業量の見込みや、ニーズに対する提供体制の確保内容とその実施時期を検討するため、教育・保育・子育て支援についての現在の利用状況や、今後の利用希望等を把握していくことを目的とし、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

- ① 日進市在住の就学前児童の保護者：2,000人（無作為抽出）
- ② 日進市在住の就学児童（小1～小3）の保護者：814人（各小学校の学年ごとに1クラスを抽出）

(3) 調査期間

平成25年12月3日から平成25年12月16日

(4) 回収結果

- ① 「就学前児童の保護者」郵送による配布・回収
- ② 「就学児童の保護者」学校を通じ配布・回収

| | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----------|---------|---------|-------|
| 就学前児童の保護者 | 2,000 通 | 1,060 通 | 53.0% |
| 就学児童の保護者 | 814 通 | 755 通 | 92.8% |

(5) 調査結果の表示方法

- ・グラフに表示されているN値は有効回答数です。
- ・回答は各質問のN値を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

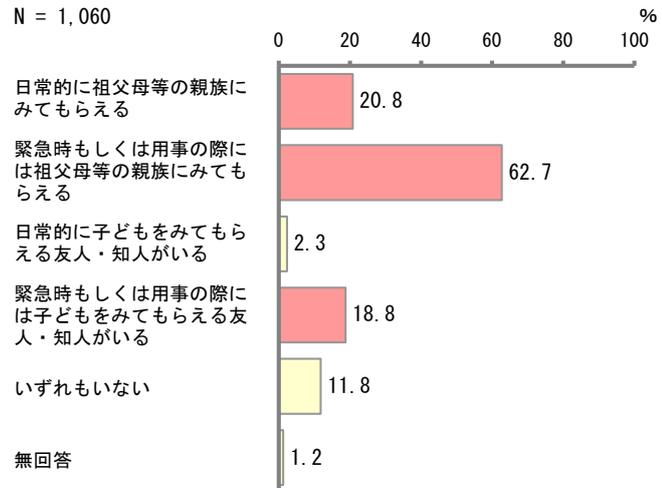
(6) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が20.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が18.8%となっています。

【就学前児童調査】

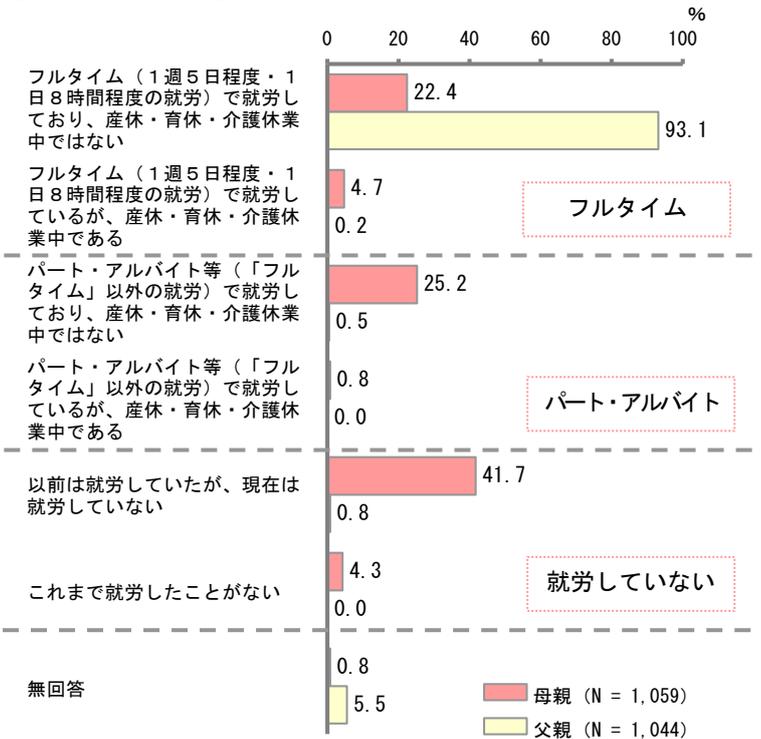
N = 1,060



② 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が41.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.2%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.4%となっています。
- 父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が93.1%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

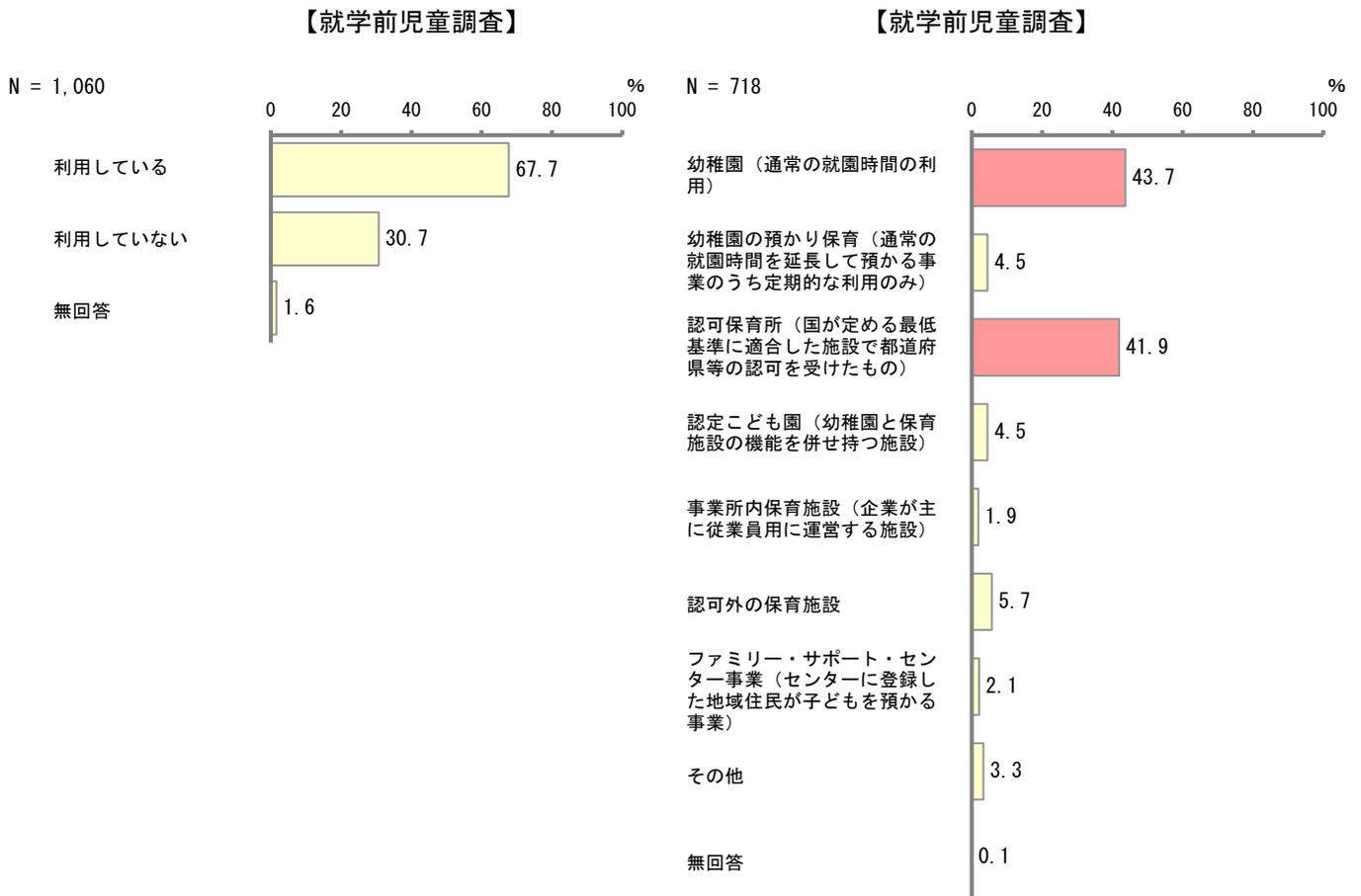


(7) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

- ・ 幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育事業」を利用している割合は全体で67.7%となっています。

その内訳は「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.7%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が41.9%となっています。

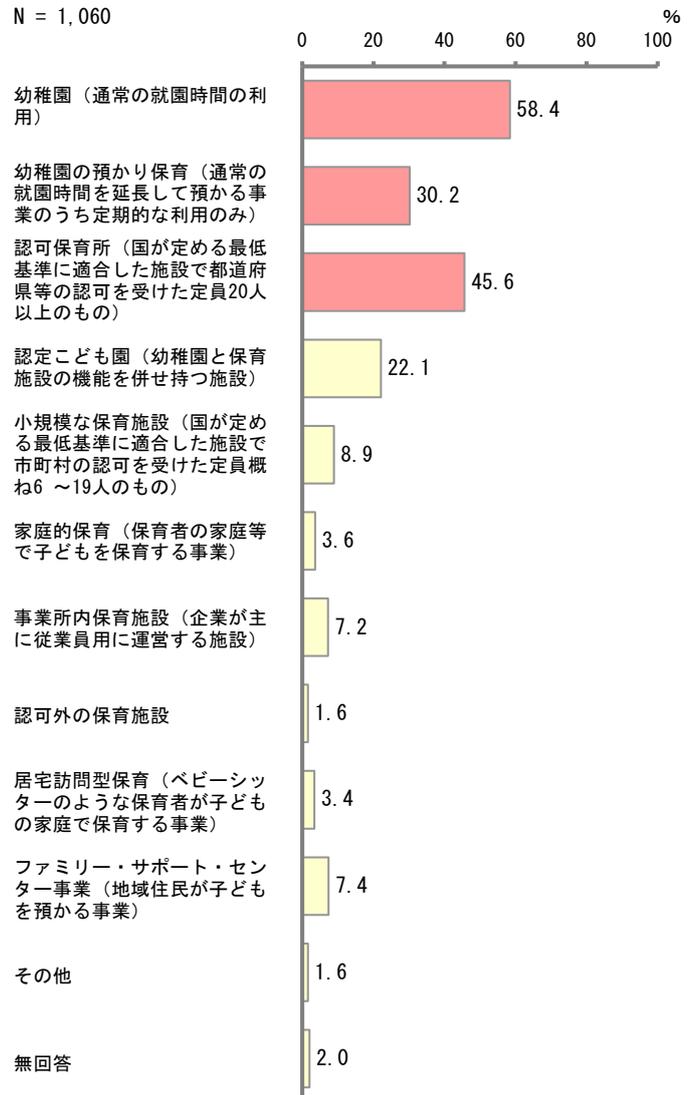


② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が58.4%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が45.6%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が30.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,060



(8) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が76.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が17.4%となっています。

【就学前児童調査】

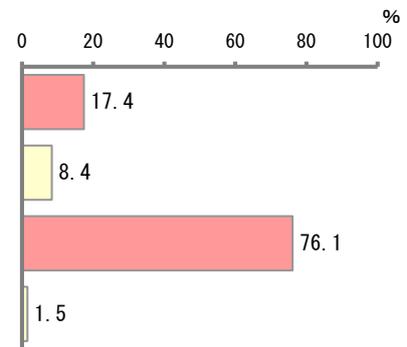
N = 1,060

地域子育て支援拠点事業
（親子が集まって過ごしたり、
相談をする場）

市で実施している類似の事業
（保健センターなど）

利用していない

無回答



・「地域子育て支援拠点事業」…子育て支援センターや児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施のひろば事業、子育て相談事業です。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業を利用したいかについて、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が70.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が18.8%となっています。

【就学前児童調査】

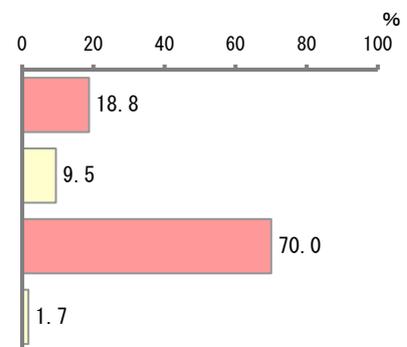
N = 1,060

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

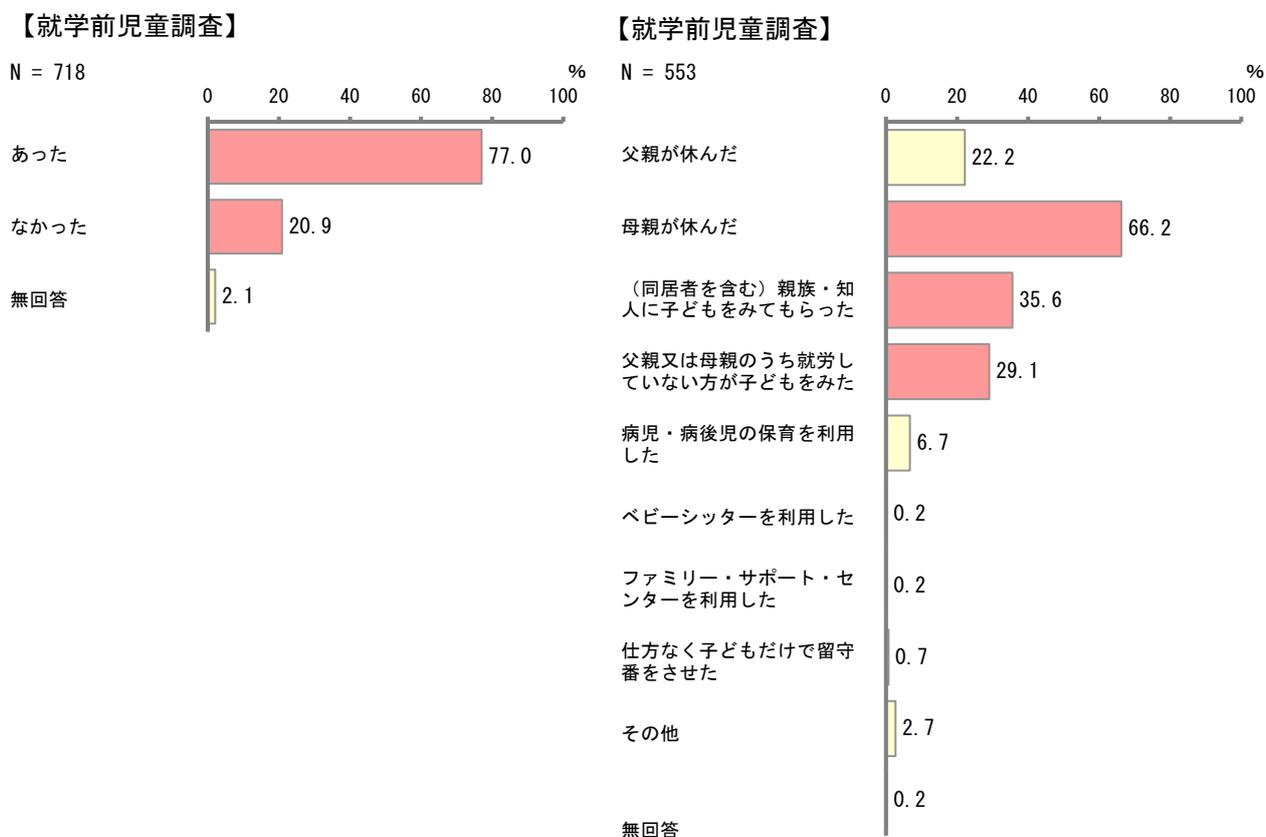
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

無回答



(9) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法



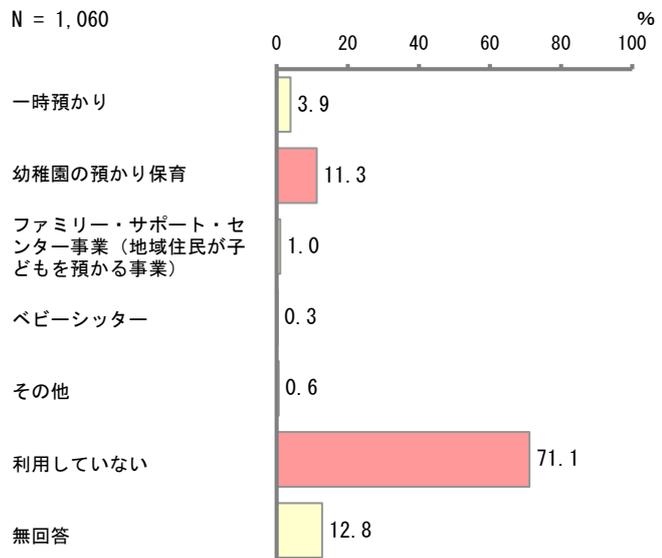
- 1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、「あった」の割合が77.0%、「なかった」の割合が20.9%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」の割合が66.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が35.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が29.1%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が71.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が11.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,060

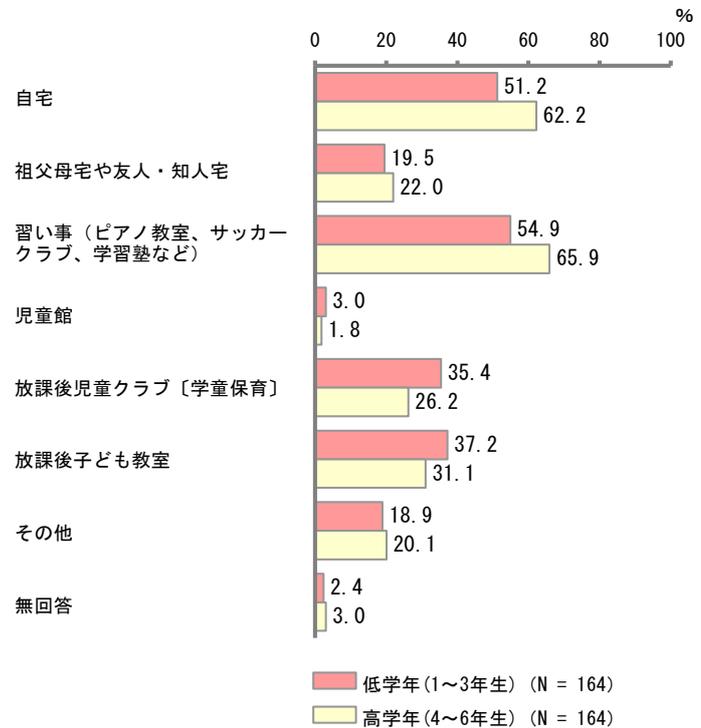


(10) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

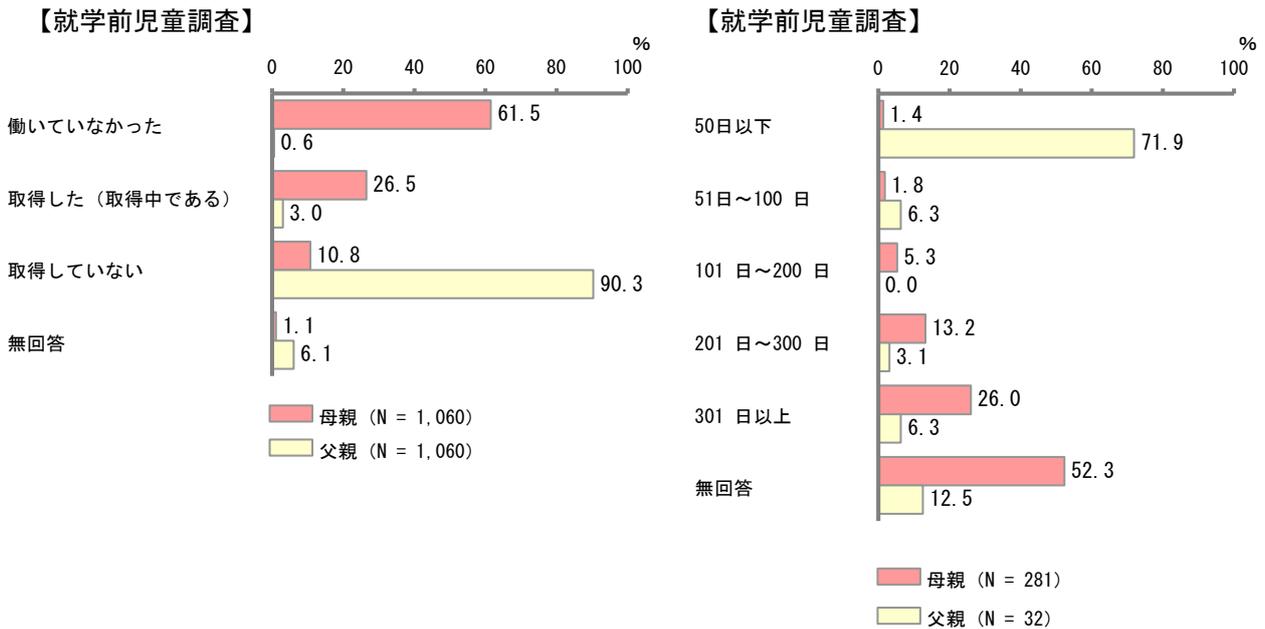
- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年(1~3年生)では、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」の割合が54.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が51.2%、「放課後子ども教室」の割合が37.2%となっています。
- 小学校高学年(4~6年生)では、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」の割合が65.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が62.2%、「放課後子ども教室」の割合が31.1%となっています。

【就学前児童調査】



(11) 育児休業や短時間勤務制度等、職場の両立支援制度について ●●●

① 育児休業の取得状況



- 育児休業の取得状況について母親で、「働いていなかった」の割合が61.5%と最も高く、次いで「取得した (取得中である)」の割合が26.5%、「取得していない」の割合が10.8%となっています。父親で、「取得していない」の割合が90.3%と最も高くなっています。
- 育児休業の取得期間について母親で、「301日以上」の割合が26.0%と最も高く、次いで「201日～300日」の割合が13.2%となっています。父親で、「50日以下」の割合が71.9%と最も高くなっています。

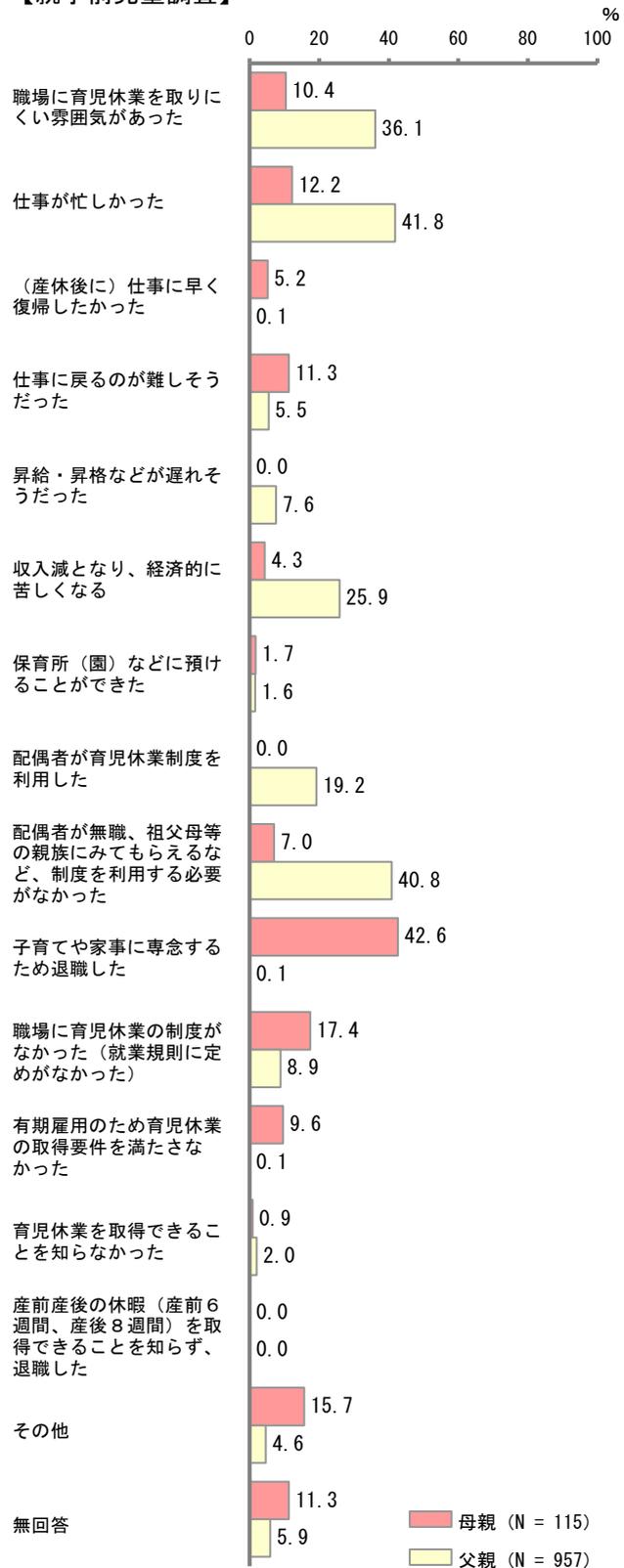
② 取得していない理由

・育児休業を取得していない理由

母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 42.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 17.4%、「仕事が忙しかった」の割合が 12.2%となっています。

父親で、「仕事が忙しかった」の割合が 41.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」の割合が 40.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 36.1%となっています。

【就学前児童調査】

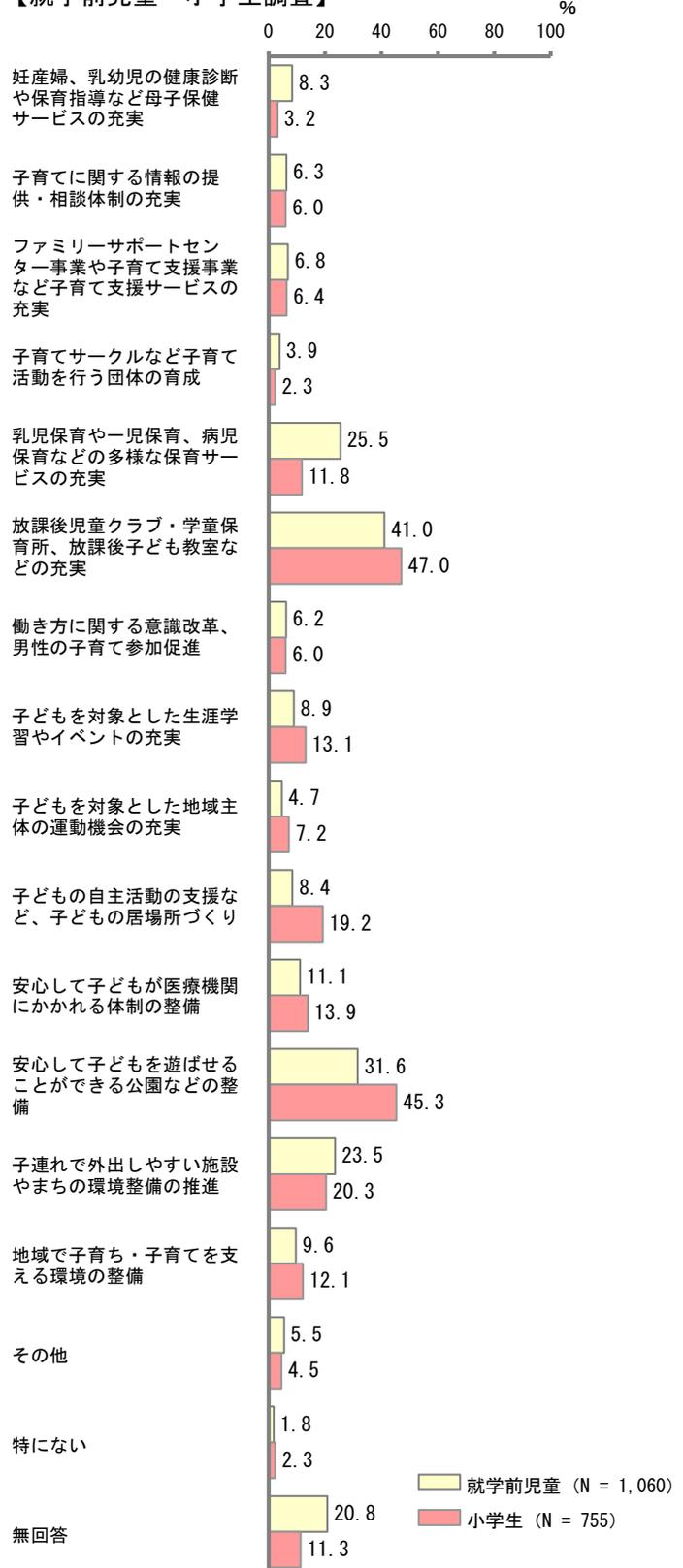


(12) 子育て全般について

① 子育てで必要な支援・対策

- ・子育てで必要な支援・対策について、就学前児童調査では、「放課後児童クラブ・学童保育所、放課後子ども教室等の充実」の割合が41.0%と最も高く、次いで「安心して子どもを遊ばせることができる公園等の整備」の割合が31.6%、「乳児保育や一児保育、病児保育等の多様な保育サービスの充実」の割合が25.5%となっています。
- ・小学生調査では、「放課後児童クラブ・学童保育所、放課後子ども教室等の充実」の割合が47.0%と最も高く、次いで「安心して子どもを遊ばせることができる公園等の整備」の割合が45.3%、「子連れで外出しやすい施設やまちな環境整備の推進」の割合が20.3%となっています。

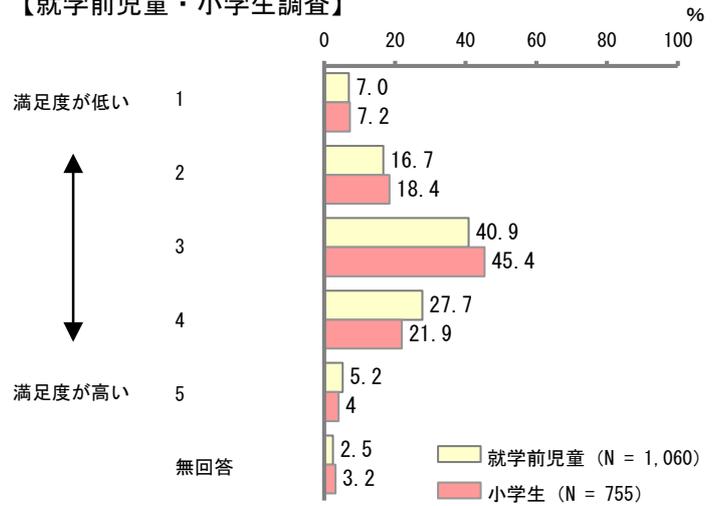
【就学前児童・小学生調査】



② 日進市の子育て環境や支援の満足度について

- 満足度について就学前児童調査では、「3」の割合が40.9%と最も高く、次いで「4」の割合が27.7%、「2」の割合が16.7%となっています。
- 小学生調査では、「3」の割合が45.4%と最も高く、次いで「4」の割合が21.9%、「2」の割合が18.4%となっています。

【就学前児童・小学生調査】



4 次世代育成支援計画（後期行動計画）平成 22 年度～平成 26 年度の評価

平成 21 年度に策定した日進市次世代育成支援計画の取り組みの実施状況を整理しました。

基本目標 1 安心して出産し、母子ともに健康に暮らせる環境づくりの評価

妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康で、のびのびと育児を楽しみ、子どもに愛情が注げるよう、また、不安や悩みを地域で支え合えるような環境づくりをめざしてきました。

安心な妊娠・出産を支援するために、妊娠や出産に関する正しい知識の提供や、経済的なリスクを軽減させるため妊婦健診の助成等の経済的な支援を行ってきました。

また、子どもや母親の健康への支援として、乳幼児健診・予防接種事業を充実し、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、ことばや発達の問題の早期発見・早期支援を実施してきました。今後も、育児相談や訪問事業については、さらに周知啓発を進めていくとともに、多様な相談内容に対応していくために、助産師や保健師等、相談員の一層の質の向上をしていくこと、民生委員・児童委員との協力を継続していくことが必要です。

基本目標 2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくりの評価

子育て相談の充実や地域における子育て支援活動を推進する等、子育てネットワークの“輪”を広げることにより、親子が安心して共に育つことができるような、地域で子育てを見守り、応援する仕組みづくりをめざしてきました。

身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、情報交換や交流ができるよう、子育て支援センター等に「ほっとサポートステーション」を設置し、地域に気軽に話しに来られる場を提供してきました。

また、保護者が子育てに対する不安やストレスの軽減につながるよう、「ほっとサポートメールマガジン（登録サポートサービス）」や「おじゃまん保育（親支援プログラム）」の事業を実施し、精神的な支援をしてきました。

さらに、地域における子育て支援サービスの充実を図るため、平成 24 年度に子育て支援センターを 1 か所新たに開設し、3 か所とする等、より多くの子育て家庭が利用しやすいよう充実を図ってきました。

基本目標3 子育てと社会参加の両立ができる環境づくりの評価

多様なニーズに対応しつつ、保育サービスや、小学生の放課後対策の充実等、子育てと社会参加の両立ができる環境づくりをめざしてきました。

年々、増加する保育園入園希望者に対応するため、保育園の拡充を検討し、平成26年に民間保育園の開園、平成27年度に公立保育園の開園を予定しています。また、働きやすい環境を整えるための預かりサービスの充実とともに、延長保育や一時保育の充実等、特別保育サービスの充実にも努めてきました。さらに、小学生の長期休暇の居場所づくりとして、「セカンドスクール（サマースクール）」を開催し、市内NPOと協力し、体験型スクールを実施してきました。

親の働き方が多様化し、両親がともに就労していく家庭も多くなっています。子育てを両親が協力して行っていく必要があることから、男性がより積極的に子育てに参加できるよう、父親向け子育て講座等を開催してきました。

今後も、様々なニーズや利用希望者の増加に対応できるよう、教育・保育施設の整備とともに、預かりサービス等の充実を図っていくことが必要です。

基本目標4 親と子の学びと育ちを促すまちづくりの評価

子どもの権利を尊重する地域社会を形成するとともに、地域社会に暮らす人々が互いにふれあい、学び合える機会の創出と、子どもたちが親や地域の人たちと共に学び育つことができる環境づくりをめざしてきました。

子どもの権利を尊重するため、「日進市未来をつくる子ども条例」の普及を図り、子どもの基本的な人権や子どもの成長に必要な権利についての啓発に努めてきました。子どもの意見を施策に反映するための方策については、実施方法の検討が必要です。

また、社会的に問題となっている学校等でのいじめに対して、早期発見・早期解決を図るため、相談員やスクールカウンセラー等による相談体制を整えてきました。

さらに、青少年の地域へのかかわりが希薄化していることから、家庭教育推進委員会等が中心となり、地域社会に参画する機会を提供するとともに、世代を超えた交流ができる事業として、親と子がふれあえる場を提供してきました。

今後も、子どもの豊かな心と健やかな身体の育成に努めるとともに、子どもが地域で学び育つことができるよう、地域と協力して様々な事業を展開していくことが必要です。

基本目標 5 子どもが安全に育つ安心なまちづくりの評価

学校施設の開放等、地域に開かれた公共施設運営の推進や子育て・子育てバリアフリーの視点を取り入れた都市環境の整備等を推進するとともに、子どもを事故や犯罪等から未然に防ぐ地域セーフティネットの形成をめざしてきました。

子どもが安心して外遊びができる公園や、自然体験ができる緑地等の整備を行ってきました。また、歩道や自転車道の整備や、公共施設のバリアフリー化を進め、安心して外出できる環境を整備してきました。

さらに、交通指導員の配置や地域と連携した防犯活動の充実を進め、子どもの安全確保に努めてきました。

基本目標 6 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくりの評価

社会的に弱い立場の子どもたちに目を向け、赤ちゃん訪問事業等により児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援、障害児等、特に専門的な援助が必要な子どもやその家庭への支援を行ってきました。

いじめや児童虐待に対しては、「日進市未来をつくる子ども条例」に基づき、子どもの権利について再認識してもらうため虐待防止月間に合わせ、全小中学校で啓発事業を実施してきました。

要保護児童に対しては、要保護児童対策地域協議会において、児童相談所等、関係機関との連携をとりつつ対応にあたりました。

また、要保護家庭に対する経済的な支援の実施とともに、ひとり親家庭に対し社会的自立の支援や経済的支援を行ってきました。

さらに、平成 24 年度から子ども発達支援センターすくすく園を開設し、発達が気になる子や障害児への福祉サービスの充実等を図るとともに、不登校児童に対しては、教育支援センターを開設し、適切な支援をするとともに、児童生徒の家庭に訪問する等、児童生徒及び保護者への支援を行ってきました。

(4) 親と子の学びと育ちを促すまちづくりに向けて ●●●●●●●●●●

現状と課題

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から幼稚園や保育園等、さらに学校教育までを見据え、継続的な支援を図っていく必要があります。

また、学校においては、学校評議員制度を活用し、地域の方々から学校に対するアドバイスをいただいたり、おやじの会や学校ボランティア等に協力をいただいております。今後とも保護者や地域住民の参画を得て学校運営の改善等を図り、社会総がかりで子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」の推進が必要です。

さらに、学校やPTAをはじめ地域の人々の力を生かし、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組むとともに、地域資源を活用して文化スポーツ活動等の推進を図っていく必要があります。

また、アンケート結果から、安心して地域で遊ばせることができる公園等の整備の要望が高いので、計画的に整備を行う必要があります。

(5) 要保護児童等に対する総合的な支援に向けて ●●●●●●●●●●

現状と課題

児童虐待に関する、対応件数は本市においても増加傾向となっています。

虐待防止には、妊娠期からの発生予防や早期発見・早期対応を行うことが必要です。そのためにも要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化し、児童相談所等の関係機関との連携を図りながら、虐待等の保護が必要な子どもと、その家族に対する支援が必要です。

平成26年に子どもの貧困対策に関する法律が施行されました。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の支援等、必要な施策を実施する必要があります。

また、障害のある子どもが身近な地域で安心して生活が送れるためにも、発達に心配のある子どもを早期に発見し、支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や、保育所等への訪問を通じて支援し、障害のある子どもが自立し、社会参加できるようにしていくことが必要です。

1 基本理念

平成23年3月に策定された第5次日進市総合計画では、「いつまでも暮らしやすいみどりの住環境都市」を基本理念とし、だれもが安全・安心に暮らせる、自然と調和した魅力ある住環境都市を市民との協働によって実現していくことを目指しています。また、子育て・子育て支援分野については、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを目標として掲げています。

日進市次世代育成支援計画（前期 平成17～21年度・後期 平成22～26年度）では、地域社会全体で「子育て・子育て」を一つの縁として親たちや地域の大人も共に育ちあい、子どもの日々の成長と子育ての喜びや楽しさを分かち合うことができる地域社会を育むことをめざし、子ども・子育てに関する事業を進めてきました。

また、平成27年度より実施される「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。計画策定にあたり、新制度の趣旨・考え方を前提にすることが重要と考えます。

【新制度の趣旨】

○子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもの最善の利益の実現のため、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

○子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

○子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を目指しています。

子どもは未来の宝であり、かけがえのない財産です。子どもが健やかに生まれ育っていくことは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。子どもや保護者が安心して子育て・子育てできるためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、子ども本人や保護者だけでなく、社会全体の幸せにつながります。

そこで、本計画は、子ども・子育て新制度の趣旨を前提とし、日進市次世代育成支援計画の基本理念を継承し、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、『にっしん、いいね！輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち』を基本理念とし、子ども達がすくすく育っていくことに家族がよろこびを感じ、家庭、地域、企業等が一体となり子ども達を育てていくことに幸せを感じ、子ども達自身も幸せを感じとれる笑顔があふれるまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のニーズに応えられるサービスの充実が必要です。近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えているなか、各種保育・子育て支援サービスの拡充を図ります。

また、男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、男性に対する子育て参加の促進を図ります。

■ 基本方針

- (1) 就学前の児童の教育・保育ニーズへの対応
- (2) 多様で質の高い保育園サービス等の充実
- (3) 小学生の放課後の居場所づくりの充実
- (4) 男性の子育て参加の促進と育児中の親の社会参加の支援 ..

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、既存の制度においての経済的支援の維持に努めます。

■ 基本方針

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て相談・情報の充実
- (3) 経済的な支援の継続

基本目標 3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、母子ともに健康に暮らせる環境づくりとともに、子どもの発育・発達の問題や、虐待の早期発見・支援に取り組みます。

■ 基本方針

- (1) 安心な妊娠・出産への支援
- (2) 子どもや母親への健康支援
- (3) 子どもの成長に合わせた健康事業の推進

基本目標 4 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

子どもの権利が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、子どもの人権について、普及啓発を図るとともに、児童・生徒が乳幼児とふれあったりする中で、いのちの大切さを肌で実感するとともに、地域での文化スポーツ活動等を通じ、豊かな人間性の醸成を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、幼稚園、保育園から小・中学校までの継続的な教育的支援や教育環境の向上、地域と連携した学校運営に取り組みます。

■ 基本方針

- (1) 子どもの権利を尊重する地域社会の形成
- (2) 子どもへの教育の充実
- (3) 子どもと親が育ちあう機会の充実
- (4) 豊かな心と健やかな身体の育成
- (5) 子どもの居場所づくりの充実
- (6) 子育てを支える都市環境の整備

基本目標5 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり

虐待の発生防止や早期発見・支援のため、地域や関係機関とより一層の連携を図ります。障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、不登校児童等、配慮の必要な子どもや保護者を対象に、継続的な支援を充実します。また、発達に心配のある子どもに対し、早期発見・支援に取り組みます。また、居所不明児童の把握に努め、適切な対応を進めます。

■ 基本方針

- (1) 児童虐待の発生予防の推進
- (2) 要保護児童等へのきめ細やかな対応
- (3) 障害児、発達障害児等への支援
- (4) 不登校児童等への支援
- (5) ひとり親家庭への支援
- (6) 子どもの貧困に対する支援

3 施策の体系



5つの基本目標の実現に向けて、22の個別目標に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、市の役割について計画を推進していくものとしています。

※なお、国の定める教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、以下に記載の、「平成31年度目標」については、アンケート調査（平成25年12月実施）の結果を基礎に算定しています。本アンケート調査は教育・保育事業等の現在の利用状況や、今後の利用希望等を調査したものであり、計画実施に際し、各事業の目標値は実際の利用状況に勘案し見直しを行っていきます。また、その他の事業についても、財政状況や事業実績も勘案しながら、必要に応じ計画の見直しを行いながら取り組みを推進します。

※所管部署について、平成27年4月より機構改革が実施されるため、新課名を括弧内に記載しております。

基本目標 1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

個別目標 1 就学前児童の教育・保育ニーズへの対応

① 幼児教育の充実

充実した幼児教育の提供や成長に必要な体験の機会が提供されるよう、幼稚園への支援を行います。また、預かり保育の実施や障害児の受入れに対し支援します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成25年度実績 | 平成31年度目標 | 所管部署 |
|----|-----------|--------------------------------------|--------------|--------------|---------------|
| 1 | 幼稚園補助 | 充実した幼児教育が実施されるよう支援を行います。 | 6園 (市内園数) | 6園 (市内園数) | 児童課 (こども課) |
| 2 | 幼稚園協会との連携 | 定期的な会議の他、随時会議を開催する等、幼稚園との連携の強化を図ります。 | 1回 (開催回数) | 実施 | 児童課 (こども課) |

② 民間保育施設への支援

多様な保育ニーズに対応するため、民間が運営する保育施設に対する支援を行います。また、増加する保育園入園希望に対応するため、認定こども園等幼保一元化の制度の活用や、新たな民間保育所の誘致を進めます。また、これらの保育施設が円滑に開所できるよう必要な支援を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------|---|----------------|----------------|---------------|
| 3 | 民間認可保育所 支援 | 充実した保育事業が実施できるよう必要な支援を行います。また、待機児童対策のため、新規認可保育所の開所を支援します。 | 2 園 (市内園数) | 4 園 (市内園数) | 児童課 (こども課) |
| 4 | 民間認可外保育所 支援 | 市民が利用している認可外保育所に対し、利用者の負担軽減や充実した保育の実施のための支援を行います。また、休日及び夜間保育の実施園に対し、必要な支援を行います。 | 8 園 (対象園数) | 5 園 (対象園数) | 児童課 (こども課) |
| 5 | 認定こども園整備 支援 | 3歳未満児の保育ニーズに対応するため、認定こども園の整備に対し、国県の制度に基づいた支援を行います。 | 1 園 (園数) | 実施 | 児童課 (こども課) |

個別目標 2 多様で質の高い保育園サービス等の充実

① 保育の提供体制の充実

年々増加する保育園入園希望に対応するため、民間の参入を含め、受入定員の拡大を図ります。併せて、必要な保育士を確保するとともに、質の向上に努めます。また、民間保育施設とも連携し、休日保育や夜間保育等の多様化する保育ニーズに対応します。また、利用ニーズの高い一時保育について、事業の充実を図ります。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------|---|------------------|------------------|---------------|
| 1 | 普通保育 (3歳以上児保育) | 入園希望児童数に応じ受入園児数を拡大します。民間の認可保育園等の整備を進めます。 | 1,203 人 (定員数) | 1,309 人 (定員数) | 児童課 (こども課) |
| 2 | 特別保育 (3歳未満児保育) | 特に利用ニーズの高い3歳未満児の受入に対応するため、民間保育施設と連携し、受入園児数の拡大に努めます。民間の認可保育園等の整備を進めます。 | 713 人 (定員数) | 907 人 (定員数) | 児童課 (こども課) |
| 3 | 小規模保育事業 【新規】 | 0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数(定員6～19人)を対象に、きめ細かな保育を行う民間事業者の参入を進めます。なお、小規模保育事業の認可については市が基準を設け認可します。 | | 5 施設 (施設数) | 児童課 (こども課) |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------------|--|----------------|----------------|---------------|
| 4 | 保育園の環境整備 | 園児が安全に利用できるよう環境整備を行います。 | 実施 | 実施 | 児童課 (こども課) |
| 5 | 保育士の資質向上 | 様々な研修機会を通し、保育士の質の向上に努めます。特に障害児等特別の支援が必要な子どもに対応ができるよう、資質や専門性の向上を図ります。 | 実施 | 実施 | 児童課 (こども課) |
| 6 | 一時保育(保育園) | 利用ニーズに応じ、受入園児数の拡大に努めます。 | 3園 (実施園数) | 6園 (実施園数) | 児童課 (こども課) |
| 7 | 延長保育(時間外保育事業) | 利用ニーズに応じ、夜6時を超えた延長保育実施園を増加させます。 | 4園 (実施園数) | 6園 (実施園数) | 児童課 (こども課) |
| 8 | 休日・夜間保育 | 利用ニーズに応じ、民間保育施設と連携し、休日及び夜間保育を行います。 | 2園 (実施園数) | 2園 (実施園数) | 児童課 (こども課) |

個別目標 3 小学生の放課後の居場所づくりの充実

① 放課後児童対策事業の充実

留守家庭児童対策として実施している学童保育事業、児童クラブ事業を整理し、学童保育事業に一元化を図っていきます。また、放課後の安全な居場所として、すべての児童を対象にした、放課後子ども教室事業を全小学校での開設を目指しているところですが、一部未開設の学校については引き続き導入に取り組みます。なお、待機児童対策については、施設の整備や民間事業者の参入を図ること等で定員の拡大を図っていきます。さらに、夏休み等学校休業期間における預かりニーズに対応するため、様々な学習体験ができるセカンドスクールを実施します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 1 | 学童保育所運営支援 | 必要に応じ、施設の整備を行い、定員数の拡大を図ります。 | 9箇所 (保育所数) | 10箇所 (保育所数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 民間学童保育所支援 | 民間学童保育事業所の参入を促し、学童保育ニーズに対応します。 | | 5箇所 (保育所数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 3 | 放課後児童クラブ | 引き続き、学童保育所事業及び放課後子ども教室事業への移行を進めます。 | 8クラブ (クラブ数) | 0 (クラブ数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 4 | 放課後子ども教室 | 全区区での導入をめざし、一部の未実施校への導入を推進します。 | 1箇所 (箇所数) | 9箇所 (箇所数) | 児童課 (子育て支援課) 生涯学習課 |
| 5 | セカンドスクール(サマースクール) | 夏休みにおける子どもの居場所として、体験型スクールを実施します。 | 100人 (登録児童数) | 120人 (登録児童数) | 児童課 (子育て支援課) |

個別目標 4 男性の子育て参加の促進と育児中の親の社会参加の支援

① 預かりサービスの充実

多様な利用希望に対応するため、保育園や学童保育所等の定例的な預かりサービスを補完するサービスを充実します。また、それらのサービスを円滑に実施するため、地域における担い手の育成に努めます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------------------|---|------------------|----------------|-----------------|
| 1 | ファミリー・サポート・センター事業 | 依頼会員の多様なニーズに対応するため、援助会員の確保（依頼会員の 50% 以上）を進めます。 場所：にしん子育て総合支援センター | 40.9% (援助会員率) | 50% (援助会員率) | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 病児病後児保育 | 病時等の子どもを安心して預けられる場を提供します。 場所：市内病院 | 10 人/日 (定員) | 10 人/日 (定員) | 児童課 (こども課) |
| 3 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 保護者の入院等のため、一時的に児童を養育できなくなる期間、児童施設で預かります。 場所：児童養護施設等 | 3 施設 (施設数) | 3 施設 (施設数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 4 | 事業での託児機能の設置 | 市が開催する講演会等に、託児等の子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに配慮します。 | 実施 | 実施 | 各課 |

② 男性の子育てへの支援

核家族化や両親共働き世帯が増加する中、従来以上に両親が協力して、子育てを行う必要があります。そこで、男性がより積極的に子育てに参加できるよう、子育て支援講座や親子参加型イベントを実施します。また、県と協力し啓発を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------|---|----------------|----------------|-----------------|
| 5 | 父親向け子育て講座 | 土曜日等父親が参加しやすい環境で子育てに関する講座等を開催します。 場所：子育て支援センター | 6 回 (実施数) | 6 回 (実施数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 6 | 男女平等パートナーシップ事業 | 土曜日など男性が参加しやすい環境で家事や子育てに関する講座等を開催します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-----------------|--|----------------|----------------|------|
| 7 | 父親向け子育て応援アプリの啓発 | 母子健康手帳配布交付時に、「子育てハンドブック お父さんダイスキ」を周知します。 | 実施 | 実施 | 健康課 |

基本目標 2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

個別目標 1 地域における子育て支援サービスの充実

① 地域子育て力の充実

地域における子育て支援活動の充実を図るとともに、その活動情報を提供します。また、民生委員・児童委員の協力や地域の支え合いの仕組みによって、支援が必要な家庭の早期発見に努めます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------------------|---|-----------------|-----------------|-------------------------|
| 1 | はぐみんカード (子育て家庭優待 事業) | 商工会と協力し、地域で子育て家庭を 応援します。 | 127 店舗 (協賛店) | 130 店舗 (協賛店) | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 子育てサークル 活動支援 | サークル交流会や活動拠点の提供等の サークル活動の支援、サークル立上げ 支援を行います。 場所：子育て支援センター、福祉会館 | 16 団体 (団体数) | 20 団体 (団体数) | 児童課 (子育て支援課) 福祉会館 |
| 3 | 子育てボランティア の育成支援 | 子育てボランティアの育成支援を行いま す。 | 7 団体 (団体数) | 10 団体 (団体数) | 社会福祉協 議会 |
| 4 | 民生委員・児童委 員の活動支援 | 地域での福祉の担い手としての活動を 支援します。 | 102 人 (委員数) | 実施 | 福祉課 (地域福祉課) |
| 5 | 子育て支援員の活 用【新規】 | 県等が実施する研修を受けた子育て支 援員(仮称)の活用を図ります。 | | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |

② 子育て支援サービスの充実

地域の子育て支援拠点である児童館や子育て支援センターの事業について、各機関の連携を強化し、より多くの子育て家庭が利用できるようにします。

また、地域で、子育てに対する不安の軽減やストレスの解消につながるような、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、精神的な疾病になることを予防します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---|--|--------------------|--------------------|-----------------|
| 6 | 子育て支援センター (日東子育て支援センター) (子育て総合支援センター) (名古屋学芸大学子どもケアセンター) | 子育て中の親子の孤立化を防止するため、親子で自由にすごせる場を設けるとともに、親子教室や子育て講演会、出張ひろば、子どもの発達について相談できる親子教室等を開催します。 | 38,644 人 (利用者数) | 40,000 人 (利用者数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 7 | 児童館子育て支援事業 | 各会館において、親子教室を開催します。 | 17,879 人 (参加者数) | 18,000 人 (参加者数) | 福祉会館 |
| 8 | 親子向けスポーツ教室 | 親子がふれあいながら、体を動かす教室を開催します。 | 68 人 (参加者数) | 100 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 9 | おじゃまん保育 (親支援プログラム) | 子育て中の保護者が、子育てから離れ、リフレッシュできる講座等を、地域において行います。 実施：にしん子育て総合支援センター | 16 回 (講座数) | 16 回 (講座数) | 児童課 (子育て支援課) |

個別目標 2 子育て相談・情報の充実

① 相談支援体制の充実

電話相談や家庭児童相談員による専門的な相談に加え、身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------------|---|------------------|----------------|-------------------------|
| 1 | 家庭児童相談室 | 専門相談員による継続的な相談や訪問を行います。 | 1,775 件 (相談数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 相談機関の情報提供 | 休日や夜間の相談機関や、市以外の相談機関の周知を図ります。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 3 | ほっとサポートステーション | 地域に気軽に話しに来られる場を子育て支援センター等で提供します。 場所：子育て支援センター、福祉会館 | 5 箇所 (設置数) | 5 箇所 (設置数) | 児童課 (子育て支援課) 福祉会館 |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------|--|------------------|--|------------------------|
| 4 | 子育て支援センター 相談業務 | 来所相談に加え、来所できない方への 訪問相談を行います。 | 2,259 件 (相談数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 5 | 利用者支援事業 【新規】 | 保育所や子育て支援事業等に関する情 報提供や、 妊娠期からの切れ目のない 支援利用支援 を行います。 場所：子育て 総合支援センター等(予 定) 、 保健センター | | 24 箇所 (箇所数) (実施 H29 年度～) | 児童課 (子育て支援課) 健康課 |

② 子育て情報の充実

子育て専用ホームページや、携帯メール情報配信により、子育てサークル活動等民間の子育て支援事業の情報も含め、市内の子育てに関する最新の情報を提供します。また、母子健康手帳交付時に子育て情報の周知を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------------------------|--|----------------|----------------|--------------------------|
| 6 | ほっとサポート事業 (携帯メール情報配信) | 主に 3 歳までの子育て家庭を対象に、 携帯メールを利用した最新情報を提供 します。 | 56.2% (利用率) | 70% (利用率) | 児童課 (子育て支援課) |
| 7 | 広報紙 | 月単位の子育て情報を専用ページにて 発信します。 | 12 回 (発行回数) | 12 回 (発行回数) | 児童課 (子育て支援課) 秘書広報課 |
| 8 | 子育て専用 ホームページの 充実 | 子育てホームページ「ふあまっぷ」で 最新情報を提供します。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 9 | 子育てバリアフリ ーマップ | 紙版「ふあまっぷ」の見直しを行いま す。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |

個別目標 3 経済的な支援の継続

① 子育て家庭に対する経済的支援の充実

児童手当等法的に定められた手当を、確実に受給できるよう周知の徹底に努めます。また、制度が変更になる場合は、申請漏れ等が無いよう必要な措置を講じます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------|---|-----------------------|----------------|-----------------|
| 1 | 児童手当支給制度 | 手当を円滑かつ確実に支給できるよう 事務を進めます。また、制度の周知に 努めます。 | 8,782 人 (児童手当受給者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------------------------|---|--------------------|----------------|---------------|
| 2 | 幼稚園就園奨励費 制度 | 毎年度予想される国の制度改正を的確に把握し、確実な支給事務を行います。 | 1,133 人 (支給者数) | 実施 | 児童課 (こども課) |
| 3 | 幼稚園授業料減免 制度 | 授業料の負担軽減のため、助成制度を継続します。 | 718 人 (受給者数) | 実施 | 児童課 (こども課) |
| 4 | 子ども医療費助成 制度 | 医療費の負担軽減のため、助成制度を継続します | 15,183 人 (受給者数) | 実施 | 保険年金課 |
| 5 | 実費徴収に係る補 足給付を行う事業 【新規】 | 世帯所得の状況により、保育所等に支払うべき給食費や文房具、行事への参加費用等を助成します。 | | 実施 | 児童課 (こども課) |

基本目標 3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

個別目標 1 安心な妊娠・出産への支援

① 学習機会・相談体制の充実

妊娠や出産に関する正しい知識を提供するとともに、妊娠中の心得や出産に向けた準備等について両親共に参加できる学習の機会を提供し、安心して出産を迎えられるようにします。

また、出産後の手続きや子育てに関して、必要な情報が容易に適時取得できるようにします。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | ミニマクラス (母子健康手帳 交付日) | 出産後の手続き、制度の紹介、妊娠中の生活のポイント等を情報提供します。 | 526 人 (参加者数) | 550 人 (参加者数) | 健康課 |
| 2 | マタニティ教室 | 妊娠中の生活、出産時のリラックス法、家族計画等の講話や交流会等を行います。 | 249 人 (参加者数) | 300 人 (参加者数) | 健康課 |
| 3 | パパママ教室 | 父親の積極的な育児参加を促すため、学習の機会を提供します。 | 302 人 (参加者数) | 320 人 (参加者数) | 健康課 |
| 4 | 祖父母のための 赤ちゃんおフロ 教室 | 孫が誕生する予定の方に、新生児のおふろの入れ方を体験する機会や育児の情報を提供します。 | 73 人 (参加者数) | 実施 | 健康課 |
| 5 | 子どもの事故防止 | 教室や健診時等に、乳幼児の事故予防の意識啓発を行います。 | 42 回 (実施数) | 42 回 (実施数) | 健康課 |
| 6 | 育児教室 | 妊婦の方を対象に、産後のケアや赤ちゃんのお世話の仕方等を学習する機会を提供します。公共施設や各地域に出張して情報提供や相談を実施します。 実施：子育て支援センター | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 7 | ことばの相談 | ことば、発達、くせ、しつけ等臨床心理士が個別に相談を受けます。 | 74 人 (実績) | 実施 | 健康課 |

② 妊娠・出産に対する経済的支援の充実

妊娠、出産に対する経済的なリスクを軽減するため、受診や出産に係る費用の一部を支援します。また、少子化対策の一環として不妊治療費の助成を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------|---|-----------------|----------------|-------|
| 8 | 妊婦健康診査 | 医療機関で受診できる受診票を 配布交付 します。 | 90.1% (受診率) | 100% (受診率) | 健康課 |
| 9 | 妊産婦歯科健康診査 | より多くの方が、受診されるよう受診票を 配布交付 するとともに、健診の必要性等を啓発します。 | 36.3% (受診率) | 37% (受診率) | 健康課 |
| 10 | 出産育児一時金支給制度 | 国民健康保険加入者に対し、出産に係る費用の一部を支給します。 | 108 人 (受給者数) | 実施 | 保険年金課 |
| 11 | 一般不妊治療費助成 | 一般不妊治療に要した費用の一部を助成します。 | 86 件 (申請件数) | 実施 | 健康課 |

個別目標 2 子どもや母親への健康支援

① 乳幼児健診・予防接種事業の充実

すべての子どもが乳幼児健診を受診し、予防接種を**望ましい時期**に接種できるようにします。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------------------|---|-------------------|-------------------|------|
| 1 | 乳幼児健康診査 | 3～4 か月児、1 歳半児、3 歳児健診を実施し、成長・発達を確認します。また、保護者に子育て情報を提供し、相談に対応します。 | 98.6% (受診率) | 99% (受診率) | 健康課 |
| 2 | 2 歳児歯科健診 (フッ素塗布) | 歯科健診を行い、むし歯の予防と食生活に関する情報提供と相談に対応します。 | 74.0% (受診率) | 80% (受診率) | 健康課 |
| 3 | おひさま広場 (乳幼児計測日) | 乳幼児の身長・体重を計測し、保護者が子どもの発育を定期的に確認し、保育や食事等の日常生活に生かす機会をつくります。 | 1,758 人 (参加人数) | 2,000 人 (参加人数) | 健康課 |
| 4 | 予防接種 | 予防接種法に基づき定期の予防接種を行い、感染症の予防を推進します。 | 98.0% (麻しん接種率) | 98.5% (麻しん接種率) | 健康課 |

② 育児相談・訪問事業の充実

助産師等の専門職や地域の子育て支援者等が、**出産後の**家庭を訪問し、**育児相談**、子育て**サービス**情報を提供するとともに、地域で安心して子育てができるよう支援します。

乳幼児健診等の機会に、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、発育・発達の問題の早期発見・早期支援を実施します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------------|--|---------------------------|------------------------------|------------------------|
| 5 | こんにちは 赤ちゃん訪問 | 民生委員・児童委員、主任児童委員等が家庭を訪問し、子育て情報を届け地域で子育てを見守ります。 | 98.2% (訪問率) | 100% (訪問率) | 健康課 |
| 6 | 新生児訪問 | 訪問を希望された方等 、 新生児等 の家庭を助産師や保健師が訪問し、育児相談に対応します。 | 630 回 (訪問数) | 640 回 (訪問数) | 健康課 |
| 7 | 赤ちゃん相談 | 1歳8か月児までの乳幼児の子育て相談に対応します。 | 103 人 (参加者数) | 120 人 (参加者数) | 健康課 |
| 8 | 10か月なかよし 教室 | 子どもの発達・発育を確認するとともに、離乳食や事故予防等の子育て情報を提供し、 保健指導 や相談に対応します。 | 49.3% (参加率) | 50% (参加率) | 健康課 |
| 9 | ちびっ子教室 | 1歳8か月から3歳までの幼児の発達や育児等の相談に対応 する教室を開催 します。 | 597 人 (参加者数) | 600 人 (参加者数) | 健康課 |
| 10 | 子育てなんでも コール | 保健師や栄養士が育児の様々な相談に電話で対応します。 | 実施 | 実施 | 健康課 |
| 11 | かるがもキッズ (多胎児交流会) | 多胎児の親子・妊婦同士の交流を深めます。多胎児ならではの情報交換の場を提供し手遊びや座談会を実施します。 | 31 組 (参加組数) | 40 組 (参加組数) | 健康課 |
| 12 | ぴよぴよコール (助産師による電話相談) | 助産師が妊娠、出産、育児についての電話相談を行います。 | 388 件 (相談件数) | 実施 | 健康課 |
| 13 | 養育支援訪問 | 専門の資格を有する者が、継続的に家庭を訪問し、必要な支援を行います。 また、支援を必要とする家庭に対し、家事支援を行います。 | 14 世帯 (世帯数) | 25 20 世帯 (世帯数) | 児童課 (子育て支援課) 健康課 |

個別目標3 子どもの成長に合わせた健康事業の推進

① 豊かな心を育てる機会の提供

思春期から大人へと成長するために、豊かな心を育む経験の場を提供し、精神面の円滑な成長を促します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成25年度実績 | 平成31年度目標 | 所管部署 |
|----|------------------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 1 | 赤ちゃんふれあい体験 | 中学生と乳幼児が触れ合う機会を設け、命の大切さや子育ての大変さ、楽しさを学ぶ機会を提供します。 | 305人 (参加者数) | 360人 (参加者数) | 健康課 |
| 2 | 少年少女発明クラブ | 理科や科学に関心を持てるように、楽しみながらものづくりに取り組む場を提供します。 | 32回 (講座数) | 32回 (講座数) | 生涯学習課 |
| 3 | 子ども大学にっしん | 市内外の大学と提携し、大学キャンパスを活用した、子どもたちの知的好奇心を高める学びの場を提供します。 | 7回 (講座数) | 7回 (講座数) | 生涯学習課 |
| 4 | ボーイスカウト活動支援 | 野外活動及び奉仕活動を主な目的とするボーイスカウトの活動を支援します。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |
| 5 | ヤングフェスタ開催 | 舞台発表だけでなく、その運営に関わる機会も提供し、様々な自己実現の機会を増やします。 | 600人 (参加者数) | 800人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 6 | 図書館事業 | 放課後や夏休み等における自主学習の場を提供します。また、教育現場に必要な図書を提供します。 | 実施 | 実施 | 図書館 |
| 7 | 地域の知的資源の有効活用 (大学交流) | 市内大学等と連携し、子育て・子育てに役立つ知識を提供する講座等を実施します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 生涯学習課 |

② 健やかな身体を育む機会の提供

基礎体力の維持・向上のため、学校以外におけるスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成25年度実績 | 平成31年度目標 | 所管部署 |
|----|------------|--|----------|----------|-------|
| 8 | 地域スポーツ振興支援 | 体育協会やレクリエーション協会等を通じて、子ども会等地域のスポーツ行事に指導者を派遣します。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--|---|-------------------|-------------------|-------|
| 9 | にっしんスポーツ フェスタ にこにこウォーキング &スポーツ祭 | ウォーキング等市民が親しみやすい大会を目指して内容や運営方法を見直し、体づくりの場を提供していきます。 | 1,000 人 (参加者数) | 1,000 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 10 | 少年少女向け スポーツ教室 | 少年少女向けのスポーツ教室を企画開催し、学校以外でのスポーツの場を提供します。 | 78 人 (参加者数) | 100 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 11 | レクリエーション スポーツ フェスティバル | 自由参加型のレクリエーションスポーツ種目を実施し、スポーツを始めるきっかけ作りの場を提供します。 | 1,300 人 (参加者数) | 1,500 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 12 | 市民体カテスト | 国のテストに準じた体力測定及び判定を行い、体力維持・向上の指針とします。 | 163 人 (参加者数) | 180 人 (参加者数) | 生涯学習課 |

③ 子どもが相談できる場の充実

思春期における悩みは複雑で繊細であり、難しい家庭環境の中に身を置いている児童生徒もいます。そこで、子ども自身が相談しやすい体制づくりを進め、非行や不登校等の防止に努めます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------------------------|--|----------------|----------------|-----------------|
| 13 | 心の教室相談 | 複雑な家庭環境や友人関係、進路問題等を抱える生徒に対応するため、学校に配置している相談員が、必要に応じて教職員と連携しながら問題解決につなげていきます。 | 5 校 (実施校) | 5 校 (実施校) | 学校教育課 |
| 14 | スクール ソーシャルワーカー の配置 | 国の制度を踏まえ、必要に応じてソーシャルワーカーを配置します。 | 1 人 (配置数) | 4 人 (配置数) | 学校教育課 |
| 15 | 気軽な相談の場の 設置 | 子どもの居場所等に、子どもたちが気軽に話したり相談したりできる場を設けます。 | 1 箇所 (箇所数) | 1 箇所 (箇所数) | 児童課 (子育て支援課) |

④ 食育の推進

食の重要性や楽しさを実感できる機会を増やし、子どものうちから基本的な食習慣を体験し、適切な食生活を送ることのできる基礎知識を学習する機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------|---|----------------|----------------|-----------------------------------|
| 16 | 食育の推進 | 「食育月間」や「食育の日」に、子どもが楽しんで食の大切さを理解できるキャンペーン事業に取り組みます。また、マタニティ教室、乳幼児健診等の機会に啓発を行います。 | 実施 | 実施 | 産業振興課 学校教育課 学校給食センター 健康課 |
| 17 | 学校給食 | 給食をとoshi、伝統的な食文化を伝えます。地産地消の取り組み及び郷土料理の取り入れ等を行います。 | 実施 | 実施 | 学校給食センター |

⑤ 地域活動の推進及び指導者の育成

地域で子どもたちがスポーツにふれあう機会が充実されるよう、総合型地域スポーツ計画に基づき、地域でのスポーツ活動の活性化を図るとともに、指導者育成に取り組みます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------------------|---|----------------|----------------|-------|
| 18 | 総合型地域 スポーツクラブ | スポーツや遊びを通して、子どもの体力強化や地域のコミュニケーションを図るため、地域の拠点づくりを進めます。 | 1 団体 (団体数) | 1 団体 (団体数) | 生涯学習課 |
| 19 | 体育協会 レクリエーション 協会支援活動 | 体育協会やレクリエーション協会を通じて協会加盟の団体を支援し、地域でのスポーツ振興を図ります。 | 2 団体 (団体数) | 2 団体 (団体数) | 生涯学習課 |
| 20 | スポーツ推進委員 配置 | 地域におけるスポーツ振興を担うスポーツ推進委員の活動に対し、必要な支援を行います。 | 18 人 (委員数) | 20 人 (委員数) | 生涯学習課 |

基本目標 4 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

個別目標 1 子どもの権利を尊重する地域社会の形成

① 子どもの権利に関する普及啓発

日進市未来をつくる子ども条例の施行に伴い、子どもが生まれながらにもっている基本的人権や子どもの成長に必要な権利について、大人に再認識してもらうとともに、子ども自身にも学ぶ機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------|---|----------------|----------------|--------------------------|
| 1 | 条例の普及 | 普及月間（11 月）に、条例の内容や子どもの権利条約について、広く周知するための啓発事業を実施します。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 学習機会の提供 | 子どもが持つ権利を正しく理解する機会を提供します。 | 全校 (実施校) | 全校 (実施校) | 児童課 (子育て支援課) 学校教育課 |

② いじめや非行防止・子どもの安全の確保

子どもによる子どもの権利を侵害する行為である「いじめ」の早期発見・早期解決に努めるとともに、相談支援体制を充実します。また、「いじめ」を無くすために、子どもの権利やお互いを尊重することの大切さについて、子どもたちに伝えていきます。

万引きや恐喝等の犯罪行為は、著しく他人の権利を侵害するものであることから、児童の犯罪防止に努めます。また、インターネット等の危険性等について、学習の機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-----------------|---|----------------|----------------|-------|
| 3 | いじめ・非行防止 | 学校と地域の方により各中学校区に組織している「小中学生指導いじめ対策推進連絡協議会」が児童生徒のいじめ防止や非行防止の取り組みを行います。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 4 | 相談支援体制 | いじめ等への相談に対して、関係機関との連携を強化し、専門スタッフやスクールカウンセラー等による相談体制を充実します。 | 7 校 (設置数) | 7 校 (設置数) | 学校教育課 |
| 5 | 不審者情報等メール配信サービス | 保護者に迅速に不審者情報等を提供します。 | 全校 | 全校 | 学校教育課 |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------|---|----------------|----------------|-------|
| 6 | 通学路こども 110 番の家 | 通学途中の児童生徒の安全を守るため、子どもが登下校中に助けが必要な場合に駆け込むことができる「通学路こども 110 番の家」の登録戸数が増加するよう啓発します。 | 548 戸 (登録数) | 600 戸 (登録数) | 学校教育課 |
| 7 | 青少年問題協議会 | 青少年の問題行動等を未然に防止する環境づくりのため、青少年問題協議会を開催して情報の共有に努めます。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |
| 8 | 交通指導員 | 児童生徒の登下校時における交通指導その他児童生徒の交通の安全を図るため、通学路の危険箇所交通指導員を配置します。 | 27 人 (配置数) | 27 人 (配置数) | 学校教育課 |
| 9 | 生徒指導・情報教育 | 道徳の授業のなかで、犯罪・非行について指導します。また、インターネットや携帯電話を利用した犯罪等に巻き込まれることの無いよう、電子情報の取扱いについて指導します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |

個別目標 2 子どもへの教育の充実

① 就学前児童施設との連携強化

保育園や幼稚園との連携を強化するとともに、小学校に入学する子どもの不安を軽減し、楽しい学校生活を送れるよう環境を整えます。また、子どもの円滑な発達を促すために、必要な情報の共有を図ります。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------------------------|---|----------------|----------------|------------------------|
| 1 | 指導(保育)記録の作成 (幼保連絡協議会) | 子どもが保育園や幼稚園から小学校に就学する際に、保護者の同意を得て、指導記録を作成し、継続的な教育的支援を受けることができるようにします。学校との連携を図るため、幼保連絡協議会を開催します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 児童課 (こども課) |

② 学校教育の充実と活性化

子どもたちの学力の向上とその定着、確かな学力を育む教育を推進するとともに、子どもたちの健やかな心身の発達を促すため、小中学校に補助教員等の必要な臨時職員を配置し、また、学校図書館用図書の実・整備にも力を入れます。さらに、児童生徒への保健指導、部活動等の推進に努めますの環境の充実を推進します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------|--|----------------|----------------|-------|
| 2 | 補助教員の配置 | 小中学校に学習指導補助教員、低学年補助教員、少人数指導補助教員、日本語指導員等の必要な職員を配置します。 | 68 人 (補助員数) | 70 人 (補助員数) | 学校教育課 |
| 3 | 学校図書館の整備 | 小中学校の図書館に専任の学校図書館運営補助員（司書等）を配置するとともに、学校図書館の蔵書数を増やすことによって、読書活動を充実します。 | 12 人 (補助員数) | 13 人 (補助員数) | 学校教育課 |
| 4 | 学校保健教育 | 健康な心身を維持することの大切さを学ぶため、保健の授業等の中で薬物乱用防止学習等の健康学習を行います。 | 全校 (実施校) | 全校 (実施校) | 学校教育課 |
| 5 | 学生サポーターの配置 | 将来教職に就くことを希望する大学生を、学生サポーターとして登録し、小中学校で教育的支援を必要としている児童生徒のサポートを行います。 | 38 人 (登録者数) | 40 人 (登録者数) | 学校教育課 |
| 6 | 部活動支援 | 大会等へ出場するための費用を補助します。 | 全校 | 全校 | 学校教育課 |

③ 開かれた学校運営

子どもたちが充実した学校生活を送るために、地域と連携した学校運営を目指します。また、部活動の指導や体験学習の講師等、地域の人材を積極的に活用した活動を実施します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------------|--|----------------|----------------|-------|
| 7 | 学校評議員制度 | 小中学校ごとに学校評議員を委嘱し、学校運営に関して評価や指摘等をしていただき、学校運営に生かしていきます。 | 全校 (設置数) | 全校 (設置数) | 学校教育課 |
| 8 | 特色ある 学校づくり | 地域のボランティアを講師として招いて実践活動を実施したり、部活動の指導者に地域の方を積極的に活用したりする等地域の市民やボランティアを講師に招き、地域社会や身近な自然に働きかける活動を通して、子どもが自分たちのかかわりについて考えられるよう、地域の特性を生かした学校づくりに取り組みます。 | 全校 | 全校 | 学校教育課 |

個別目標 3 子どもと親が育ちあう機会の充実

① 親と子のふれあいの場の充実

親と子がふれあいながら、ともに学び育ちあう機会を積極的に提供します。特に世代を超えた交流ができる事業の検討を進めます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------|---|-----------------|----------------|-------|
| 1 | 家庭教育推進事業 | 学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみによる青少年の健全な育成に向けた取組みを続けます。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |
| 2 | 異世代交流事業 | 世代を超えて交流できる機会の提供を続けます。 | 3 事業 (事業数) | 3 事業 (事業数) | 生涯学習課 |
| 3 | ブックスタート | ボランティアが3～4か月児健診において本を通してふれあいの大切さを保護者に伝えます。 | 972 人 (実施者数) | 実施 | 健康課 |

② 地域活動への支援

地域での活動により多くの子どもたちが積極的に参加できるよう、地域活動団体等に必要な支援を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------|--|----------------|----------------|-----------------|
| 4 | 民俗芸能活動支援 | 民俗芸能を保存し後継者を育てるため、事業、活動を支援します。 | 11 団体 (団体数) | 11 団体 (団体数) | 生涯学習課 |
| 5 | 子ども会活動支援 | より充実した活動が実施されるよう支援します。 | 71.2% (加入率) | 75% (加入率) | 児童課 (子育て支援課) |
| 6 | 家庭教育推進 委員会活動支援 | 各学区の家庭教育推進委員会が行う事業のさらなる発展・充実を図るため、事業の委託を行っていきます。 | 8 団体 (団体数) | 9 団体 (団体数) | 生涯学習課 |
| 7 | P T A 活動支援 | 各小中学校の P T A 活動を支援するため、事業への補助を継続します。 | 13 団体 (団体数) | 13 団体 (団体数) | 生涯学習課 |

個別目標 4 豊かな心と健やかな身体の育成

① 豊かな心を育てる機会の提供

思春期から大人へと成長するために、豊かな心を育む経験の場を提供し、精神面の円滑な成長を促します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------------------|--|-----------------|-----------------|----------------|
| 1 | 赤ちゃんふれあい体験（再掲） | 中学生と乳幼児が触れ合う機会を設け、命の大切さや子育ての大変さ、楽しさを学ぶ機会を提供します。 | 305 人 (参加者数) | 360 人 (参加者数) | 健康課 |
| 2 | 少年少女発明クラブ（再掲） | 理科や科学に関心を持てるように、楽しみながらものづくりに取り組む場を提供します。 | 32 回 (講座数) | 32 回 (講座数) | 生涯学習課 |
| 3 | 子ども大学にっしん（再掲） | 市内外の大学と提携し、大学キャンパスを活用した、子どもたちの知的好奇心を高める学びの場を提供します。 | 7 回 (講座数) | 7 回 (講座数) | 生涯学習課 |
| 4 | ボーイスカウト活動支援（再掲） | 野外活動及び奉仕活動を主な目的とするボーイスカウトの活動を支援します。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |
| 5 | ヤングフェスタ開催（再掲） | 舞台発表だけでなく、その運営に関わる機会も提供し、様々な自己実現の機会を増やします。 | 600 人 (参加者数) | 800 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 6 | 図書館事業（再掲） | 放課後や夏休み等における自主学習の場を提供します。また、教育現場で必要な図書を提供します。 | 実施 | 実施 | 図書館 |
| 7 | 地域の知的資源の有効活用（大学交流）（再掲） | 市内大学等と連携し、子育て・子育てに役立つ知識を提供する講座等を実施します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 生涯学習課 |

② 健やかな身体を育む機会の提供

基礎体力の維持・向上のため、学校以外におけるスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------|---|----------------|----------------|-------|
| 8 | 地域スポーツ振興支援（再掲） | 体育協会やレクリエーション協会を通じて、子ども会等地域のスポーツ行事に指導者を派遣します。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--|--|-------------------|-------------------|-------|
| 9 | にっしんスポーツ フェスタ にこにこウォーキ ング&スポーツ祭 (再掲) | ウォーキング等市民が親しみやすい大会を目指して内容や運営方法を見直し、体力づくりの場を提供していきます。 | 1,000 人 (参加者数) | 1,000 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 10 | 少年少女向け スポーツ教室 (再掲) | 少年少女向けのスポーツ教室を企画開催し、学校以外でのスポーツの場を提供します。 | 78 人 (参加者数) | 100 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 11 | レクリエーション スポーツフェス ティバル (再掲) | 自由参加型のレクリエーションスポーツ種目を実施し、スポーツを始めるきっかけ作りの場を提供します。 | 1,300 人 (参加者数) | 1,500 人 (参加者数) | 生涯学習課 |
| 12 | 市民体カテスト (再掲) | 国のテストに準じた体力測定及び判定を行い、体力維持・向上の指針とします。 | 163 人 (参加者数) | 180 人 (参加者数) | 生涯学習課 |

③ 子どもが相談できる場の充実

思春期における悩みは複雑で繊細であり、難しい家庭環境の中に身を置いている児童生徒もいます。そこで、子ども自身が相談しやすい体制づくりを進め、非行や不登校等の防止に努めます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------------------|--|----------------|----------------|-----------------|
| 13 | 心の教室相談 (再掲) | 複雑な家庭環境や友人関係、進路問題等を抱える生徒に対応するため、学校に配置している相談員が、必要に応じて教職員と連携しながら問題解決につなげていきます。 | 5 校 (実施校) | 5 校 (実施校) | 学校教育課 |
| 14 | スクール ソーシャルワーカー の配置 (再掲) | 国の制度を踏まえ、必要に応じてソーシャルワーカーを配置します。 | 1 人 (配置数) | 4 人 (配置数) | 学校教育課 |
| 15 | 気軽な相談の場の 設置 (再掲) | 子どもの居場所等に、子どもたちが気軽に話したり相談したりできる場を設けます。 | 1 箇所 (箇所数) | 1 箇所 (箇所数) | 児童課 (子育て支援課) |

④ 食育の推進

食の重要性や楽しさを実感できる機会を増やし、子どものうちから基本的な食習慣を体験し、適切な食生活を送ることのできる基礎知識を学習する機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-----------|---|----------------|----------------|-----------------------------------|
| 16 | 食育の推進(再掲) | 「食育月間」や「食育の日」に、子どもが楽しんで食の大切さを理解できるキャンペーン事業に取り組みます。また、マタニティ教室、乳幼児健診等の機会に啓発を行います。 | 実施 | 実施 | 産業振興課 学校教育課 学校給食センター 健康課 |
| 17 | 学校給食(再掲) | 給食をとoshi、伝統的な食文化を伝えます。地産地消の取り組み及び郷土料理の取り入れ等を行います。 | 実施 | 実施 | 学校給食センター |

⑤ 地域活動の推進及び指導者の育成

地域で子どもたちがスポーツにふれあう機会が充実されるよう、総合型地域スポーツ計画に基づき、地域でのスポーツ活動の活性化を図るとともに、指導者育成に取り組みます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------------------------------|---|----------------|----------------|-------|
| 18 | 総合型地域 スポーツクラブ (再掲) | スポーツや遊びを通して、子どもの体力強化や地域のコミュニケーションを図るため、地域の拠点づくりを進めます。 | 1 団体 (団体数) | 1 団体 (団体数) | 生涯学習課 |
| 19 | 体育協会 レクリエーション 協会支援活動 (再掲) | 体育協会やレクリエーション協会を通じて協会加盟の団体を支援し、地域でのスポーツ振興を図ります。 | 2 団体 (団体数) | 2 団体 (団体数) | 生涯学習課 |
| 20 | スポーツ推進委員 配置 (再掲) | 地域におけるスポーツ振興を担うスポーツ推進委員の活動に対し、必要な支援を行います。 | 18 人 (委員数) | 20 人 (委員数) | 生涯学習課 |

個別目標 5 子どもの居場所づくりの充実

① 自主的活動への支援

子どもが、自ら趣味や学習等成長を育むために必要な活動ができ、子ども自身が管理運営に参加することができる居場所を提供します。また、子どもに関係する施策に関し、子ども自身の意見や提案ができる機会を創設します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-----|-------|----------------|----------------|------|
|----|-----|-------|----------------|----------------|------|

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------------------|---|--------------------|--------------------|-----------------|
| 1 | じえねぶろ活動 支援 | 「じえねぶろ」の組織の強化を図り、居場所づくりを主体的に実施できるよう必要な支援を行います。 | 5 人 (活動者数) | 10 人 (活動者数) | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 児童館利用事業 | 子どもと保護者が楽しく遊び、いろいろな人と触れあえる場を提供します。 | 61,573 人 (利用者数) | 65,000 人 (利用者数) | 福祉会館 |
| 3 | 児童館まつり・ 子ども対象事業 | 児童館まつり等、子どもが楽しく遊び、仲間とふれあえる事業を開催します。 | 3,685 人 (利用者数) | 4,000 人 (利用者数) | 福祉会館 |
| 4 | にっしんこども 環境会議 | 個々に対する育成支援から、子どもに関係する地域団体への支援に切替え、環境教育の充実を図ります。 | 70 人 (参加者数) | 264 人 (参加者数) | 環境課 |
| 5 | 子ども会議 | 子どもに関連する事業等に、子どもの意見を反映するため、子ども自身が主体的に参加できる、会議等を実施します。 | 8 人 (参加者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |

個別目標 6 子育てを支える都市環境の整備

① 安心して外遊びや、外出ができる生活環境の整備

アンケート結果から、公園等の整備の要望が高いので、計画的に必要な整備を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------------|--|------------------|-----------------|----------------|
| 1 | 公園緑地等整備・ 管理 | 公園や広場、緑地等子どもが安心して安全に遊べるよう必要な整備を行います。 | 164 箇所 (公園数) | 182 箇所 (公園数) | 都市計画課 |
| 2 | 公共施設のバリア フリー化 | 公共施設に多目的トイレや授乳室を必要に応じ設置します。 | 22 箇所 (設置数) | 実施 | 各課 |
| 3 | 通学路の整備 | 児童・生徒が安全に通学できるよう歩道や横断歩道等の整備を計画的に行います。区長・学校からの要望、交通安全総点検等を基に整備を行います。また、各小学校区で学校・警察・地域と協力した通学路におけるあんしん歩行エリアの拡充を行います。 | 実施 | 実施 | 道路建設課 土木管理課 |
| 4 | 防犯灯設置 | 通学路等の安全対策として、地域から要望あった箇所等、必要に応じ防犯灯を設置します。 | 7,508 基 (設置数) | 実施 | 生活安全課 |

基本目標 5 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり

個別目標 1 児童虐待の発生予防の推進

① 虐待・DV防止の啓発

県や国等と協力し、啓発を強化します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------------------------|---|----------------|------------------|--------------------------|
| 1 | 虐待・DV 予防、防止 | 特に心理面での虐待に対する予防啓発を進めるとともに、個別相談を通して、虐待・DVの予防を図ります。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) 生活安全課 |
| 2 | DV防止計画の策定【新規】 | DV防止計画を策定し、講座等の実施やパンフレット等の配布を行い、啓発に努めます。 | | 実施 (H28 年 度～) | 市民協働課 |
| 3 | 児童の権利を守る 強化月間の 取り組み | 未来をつくる子ども条例に基づき、子どもの権利について、再認識するための啓発事業を、虐待防止月間にあわせ実施します。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |

② 組織の充実と連携強化

児童相談所等の県関係部署、警察、医療機関や市関係部署との連携を強化し、地域全体での虐待等の防止活動を進めていきます。また、子どもの権利侵害に対する相談や取り組みを強化するために、子どもの権利擁護委員を配置します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------|--|-----------------|----------------|-----------------|
| 4 | 要保護児童対策 地域協議会 | 虐待防止のため、関係機関との連携強化を図ります。 | 11 団体 (関係機関) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 5 | ネットワーク会議 | 関係機関の実務者により定期的な会議を実施し、見守りが必要な家庭に対し、対応を検討します。訪問や面接を実施し、予防に努めます。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 6 | 子どもの権利擁護 委員の配置 | 権利擁護委員を配置し、相談しやすい環境を整え、早期解決を図ります。 | 3 人 (委員数) | 3 人 (委員数) | 児童課 (子育て支援課) |

個別目標 2 要保護児童等へのきめ細やかな対応

① 経済的な援助

要保護家庭に対し、子どもにとって必要な教育やサービスが受けられるよう経済的な支援をします。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------------------|--|-----------------|----------------|---------------------------|
| 1 | 就学援助 | 経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な家庭に、給食費等の義務教育にかかる費用の一部を補助します。 | 566 人 (援助者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 2 | 児童サービス 利用料の軽減制度 | 児童クラブ等、児童向けサービス利用料を軽減します。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) (こども課) |

② 児童保護

児童や保護者の生命や安全確保のため、関係機関と連携し、施設入所等必要な支援を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------------|------------------------------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| 3 | 児童施設 | 県児童相談所と連携し、迅速かつ的確な対応を進めます。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) 愛知県 |
| 4 | 母子施設 | DV被害者等の母子に対し、安全な生活の場を確保します。 | 1 世帯 (入所数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 5 | 助産施設 | 安全な出産のため、必要に応じ施設への入所支援を行います。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 6 | 居所不明児童への 取り組み | 居所不明児童の把握につとめ、関係各課と連携し、適切な対応を行います。 | 実施 | 実施 | 児童課 (子育て支援課) 健康課 学校教育課 |

個別目標 3 障害児、発達障害児等への支援

① 相談支援・情報提供の充実

保護者の不安を軽減するため、一貫した相談支援ができる体制を整備します。また、保護者のレスパイト（休息）を兼ねた、保護者が集える場を提供します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--|---|-----------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 児童発達支援センター（療育支援組織）の運営 | 児童発達支援センターにて、発達に心配のある児童とその保護者に対し、療育や計画相談等の支援を行います。 また、障害者の相談拠点である障害者福祉センターにおいて子どもから大人まで一貫して必要な支援が実施できるようサポートします。 | 実施 | 実施 | 児童課 （こども課） |
| 2 | 保護者の交流の場の設置 （レスパイト機能） | 保護者同士が気軽に集い、情報交換、情報収集ができる場を設置します。 場所：児童発達支援センター | 11 回 （談話会回数） | 実施 | 児童課 （こども課） |
| 3 | 関係機関の連携強化 | 早期発見から早期療育に円滑に移行できるように、関係機関の連携の強化を図ります。 | 実施 | 実施 | 児童課 （こども課） 健康課 学校教育課 |
| 4 | 発達障害に係る情報提供 | 障害を正しく理解してもらうため、必要な情報を提供します。ガイドブックの作成、発達支援セミナー等を実施します。 | 実施 | 実施 | 児童課 （こども課） |
| 5 | （仮称） 親子交流通園事業 （プレ療育） 【新規】 | 発達の心配な就学前児童とその保護者が集う機会を設け、早期の療育的介入と保護者の障害受容を行う環境づくりを進めるが児童の特性を理解するため、親子教室を開催します。 | | 24 人 （月あたり 人数） （H27 年度 ～） | 児童課 （こども課） 健康課 |

② 障害児向け福祉サービス

障害のある子どもが、地域で生活するために必要なサービスを利用できるよう、民間事業所の参入を促す等、供給体制の充実に努めます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|--------|----------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 7 | 児童発達支援 | 必要なサービスが利用できるよう、市内の供給体制の充実に努めます。 | 1 事業所 （事業所数） | 3 事業所 （事業所数） | 児童課 （こども課） |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------------|---|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 8 | 放課後等デイサービス | 必要なサービスが利用できるよう、市内の供給体制の充実を図ります。 | 4 事業所 (事業所数) | 8 事業所 (事業所数) | 児童課 (こども課) |
| 9 | 日中一時支援 | 必要なサービスが利用できるよう、市内の供給体制の充実を図ります。 | 3 事業所 (事業所数) | 4 事業所 (事業所数) | 福祉課 (介護福祉課) |
| 10 | すくすく園の運営 (通園療育施設) | 基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身につけるための支援(療育)を行う施設の運営を実施します。 場所：児童発達支援センター | 56 人 (1日あたり 人数) | 68 人 (1日あたり 人数) | 児童課 (こども課) |
| 11 | 保育園・幼稚園での 受入 | 保育園での発達の気になる子や障害児受入体制について充実を図ります。幼稚園での障害児受入れが拡大されるよう支援体制の充実を図ります。 | 40 人 (受入数) | 60 人 (受入数) | 児童課 (こども課) |
| 12 | 巡回支援事業 | 発達障害等に関する知識を有する専門員が保育園等を巡回し、施設職員や保護者に対し、助言等の支援を行います。 実施：児童発達支援センター | 実施 | 実施 | 児童課 (こども課) |
| 13 | 保育所等訪問事業 | 保育所等での集団生活への適応のため、児童や施設職員に対し、訪問支援を行います。 実施：児童発達支援センター | 17 人 (延べ利用 者数) | 500 人 (延べ利用 者数) | 児童課 (こども課) |

第4期障害福祉計画H29目標値に準拠。実態との乖離は認識しているが今回は見送り。

③ 特別支援教育の充実

子どもの成長にも適した進学先が選択できるよう、情報の提供やアドバイスを行います。また、子どもの成長にあわせた教育を実施するため、必要な支援を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------|---|--------------------|--------------------|-------|
| 14 | 特別支援教育連携協議会 | 特別支援教育に関し、教育関係者のほか保育、医療、労働等の各種関係者等により、情報交換、今後の方向性等を協議します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 15 | 巡回指導 | 特別な支援を必要としている児童生徒への指導方法について、担任に指導、助言してもらうため、専門家が学校を巡回します。 | 13 校×2 回 (実施回数) | 13 校×2 回 (実施回数) | 学校教育課 |
| 16 | 臨床心理相談 | 児童生徒の対応等について、教員が直接臨床心理カウンセラーに相談することができます。 | 55 件 (相談数) | 実施 | 学校教育課 |

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|-------------------|--|-----------------|-----------------|-------|
| 17 | 個別の教育支援 計画の導入 | 障害のある児童生徒一人ひとりの支援 計画を作成し、効果的な教育に努めま す。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 18 | 特別支援学校等へ の進学支援 | 障害のある児童生徒の特別支援学校等 への就学について、学校、教育委員会 が相談に応じます。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 19 | 特別支援教育就学 奨励費制度 | 特別支援学級に在籍する児童生徒の保 護者に対して、経済的負担を軽減する ための奨励費の支給を行います。 | 16 人 | 実施 | 学校教育課 |
| 20 | 特別支援教育補助 教職員 | 小中学校において特別な支援を必要と する児童生徒への支援を行えるよう小 中学校に配置している特別支援コー ディネーター後補充、特別支援学級補助、 介助員、学級支援員等の補助教職員を 配置します。 | 31 人 (補助教員数) | 40 人 (補助教員数) | 学校教育課 |

個別目標 4 不登校児童等への支援

① 教育支援センターの充実

学校生活になじめない児童生徒を教育支援センターで受け入れ、特別な指導を行うことにより、児童生徒の自主性、社会性の育成を図るとともに、学校への復帰を支援します。また、不登校や引きこもり状態となっている児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒への支援を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------|--|----------------|----------------|-------|
| 1 | 教育支援センター | 不登校状態にある児童生徒を受け入れ て、適切な支援を行うことにより、学 校への復帰や社会的自立を支援しま す。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 2 | 相談支援 | 不登校に関する相談に対して、教育支 援センターのスタッフが相談に応じ、 適切な支援を行います。 | 3 人 (相談員数) | 3 人 (相談員数) | 学校教育課 |
| 3 | 専門的職員の配置 | 専門スタッフが不登校や引きこもり状 態にある児童生徒の家庭を訪問するこ とで、児童生徒及び保護者への支援を 行います。 | 1 人 (配置数) | 1 人 (配置数) | 学校教育課 |

② 民間団体との連携強化

民間のフリースクール等と連携し、不登校の児童が通いやすい体制を充実します。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|---------|--|----------------|----------------|-------|
| 4 | 連絡会議の開催 | 民間フリースクールに本市の児童生徒が通っている場合は、フリースクール職員、教育支援センター、小中学校教員、学校教育課職員とで連絡会を開催します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |

個別目標 5 ひとり親家庭への支援

① 社会的自立に向けた支援

ひとり親家庭が社会的に自立するため、特に母親の安定的な就業に重点をおいた支援を行います。また、相談事業においては、父子家庭へも拡大し、ひとり親の自立支援を行います。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------|---|-----------------|----------------|-----------------|
| 1 | 教育訓練給付金 | 職業に役立つ技能や資格の取得のため、資格取得に要する費用を補助します。 | 2 人 (受給者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 2 | 高等職業訓練給付金 | 看護師等の資格取得に長期間を有する職業に就くため、資格取得にかかる期間の生活費を支援します。 | 2 人 (受給者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 3 | 日常生活支援 | 就職活動等、自立に向けた活動を行う場合に、家庭生活を支援するための支援員を派遣します。 | 1 人 (登録者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 4 | 母子・父子自立支援員 | ひとり親家庭の自立に向け、母子・父子自立支援員による就業や資格取得等様々な相談やアドバイスを行います。 | 230 件 (相談件数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |

② 経済的支援

離婚等によりひとり親家庭となった家庭に対し、経済的な負担軽減を目的に、手当等を支給し、生活の安定を図ります。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|----------------|---|-----------------|----------------|-----------------|
| 5 | 児童扶養手当制度 | 適正な手当支給を行うとともに、制度改正等による混乱を招くことの無いよう周知を図ります。 | 355 人 (受給者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 6 | 愛知県遺児手当制度 | 制度の周知を図り、適正な手当支給を行います。 | 250 人 (受給者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 7 | 日進市遺児手当制度 | 経済的に不安の高い方等に重点をおいた制度に見直しを行います。 | 584 人 (受給者数) | 実施 | 児童課 (子育て支援課) |
| 8 | ひとり親家庭等医療費助成制度 | ひとり親家庭等における医療面の支援を行います。 | 443 人 (受給者数) | 実施 | 保険年金課 |

個別目標 6 子どもの貧困に対する支援

経済的に厳しい、ひとり親家庭等で生活する子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。また、必要な施策の実施のため、福祉や教育部局などの関係各課や機関、団体等が連携できる場を設けます。

| No | 事業名 | 事業の内容 | 平成 25 年度 実績 | 平成 31 年度 目標 | 所管部署 |
|----|------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|---|
| 1 | 学習支援ボランティア事業【新規】 | 経済的に課題のある世帯の子どもに対し、学習支援等を行うことを検討します。 | | 実施 | 児童課 (子育て支援課) 福祉課 (地域福祉課) 生涯学習課 学校教育課 |

量の見込みと確保方策

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画についての考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼稚園や保育園等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。また、本市においては、保育所等の通園区域を定めておらず、より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第1期となる本計画においては、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、市全域を一つの単位とします。

また、放課後児童対策事業については、小学校区単位での利用としていることから、小学校区（9学区）の区域設定とします。

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の体系について ●●●●●●●●

【 幼児期の教育・保育 】

| | 対象事業 (認定区分) | | 対象家庭 | 対象年齢 |
|---|-------------|------------------------|------|-------------------------------------|
| 1 | 教育標準時間認定 | 幼稚園 認定こども園 | 1号認定 | 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭 共働きで幼稚園利用希望 |
| 2 | 教育標準時間認定 | | | |
| 2 | 保育認定 | 保育所 認定こども園 | 2号認定 | ひとり親家庭 共働き家庭 |
| 3 | 保育認定 | 保育所 認定こども園 地域型保育 | 3号認定 | |

【 地域子ども・子育て支援事業 】

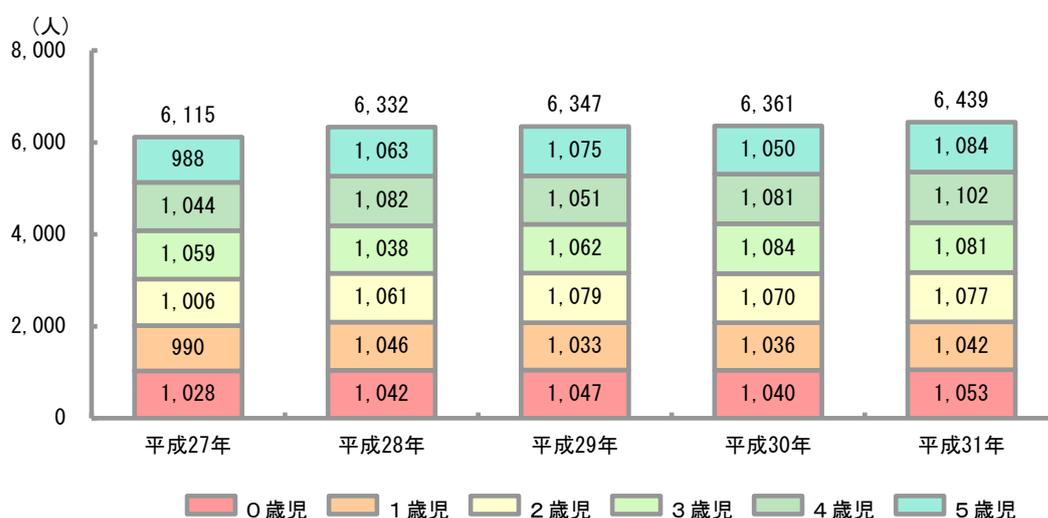
| | 対象事業 | 対象家庭 | 対象児童 |
|----|------------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 1 | 延長保育事業 (時間外保育事業) | ひとり親家庭 共働き家庭 | 0～5歳 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業 (児童クラブ・学童保育事業) | ひとり親家庭 共働き家庭 | 1～6年生 |
| 3 | 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | すべての家庭 | 0～5歳 1～6年生 |
| 4 | 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業) | すべての家庭 | 0～5歳 |
| 5 | 一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり) | 専業主婦(夫)家庭 共働きで幼稚園利用希望 | 3～5歳 |
| | (保育園での一時預かり) | ひとり親家庭・共働き家庭 | 0～5歳 |
| 6 | 病児・病後児保育事業 | ひとり親家庭 共働き家庭 | 0～5歳 1～3年生 |
| 7 | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | すべての家庭 | 0～5歳 1～6年生 |
| 8 | 妊婦検診事業 | すべての妊婦 | — |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 | 出生があったすべての家 庭・特に支援の必要な家庭 | — |
| 10 | 利用者支援事業 | すべての家庭 | 0～5歳 1～6年生 |
| 11 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 生活保護世帯など | 0～5歳 |
| 12 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | — | — |

2 人口推計

0歳から5歳児の人口は、平成22年では、5,700人でしたが、平成26年には、6,070人となっています。また、今後も名鉄豊田線沿線等においては、宅地開発が進んでおり子育て世帯の増加が続くと見込まれている等、就学前児童の人口は、当面増加の傾向が想定されます。

こうしたことを踏まえ、平成22年から平成26年（各年10月1日時点）の住民基本台帳人口に基づき算出された、人口推計を計画策定に利用しました。

【 人口推計 】



資料：庁内資料

3 ニーズ量の見込みと提供量について

本計画に記載の「ニーズ量の見込み」については、アンケート調査（平成25年12月実施）の結果を基礎に算定しています。本アンケート調査は教育・保育事業等の現在の利用状況や、今後の利用希望等を調査したものであり、計画実施に際し、各事業の提供量は実際の利用状況を勘案し、見直しを行っていきます。

また、「ニーズ量の見込み」と「提供量」の数値は、平成27年度から平成31年度までの、各年度の年間当たりの人数等を記載しています。

【今後の方向性】

確保方策について、1号認定については、既存の施設で対応を行います。

2・3号認定については、利用ニーズが高く、施設の不足が見込まれるため、民間事業者による認可保育園を中心とした整備を進め、新たな民間保育所の設置を検討していきます。また、幼稚園や認可外保育施設についても、事業者の意向や地域のニーズに応じ、認可保育園や認定子ども園、地域型保育事業への移行を図ります。

【平成 27 年度】

| | | 平成 27 年度 | | | |
|--------------------|---------|-------------------------------|--------|--------------|----------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ 含む | 2号認定 | 3号認定 (0歳) | 3号認定 (1~2歳) |
| ニーズ量 の見込み | 市内 | 1,858人 (内2号219人) | 1,233人 | 141人 | 703人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,304人 | 112人 | 530人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0人 | 0人 | 0人 |
| 認可外保育施設 | | | 0人 | 31人 | 182人 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,304人 | 143人 | 712人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ量） | | 140人 | 71人 | 2人 | 9人 |

※ 平成 27 年度から平成 31 年度の各表について
幼稚園の広域利用について
・1号認定における「他市町の子ども」について
他市町の子どもで市内の施設利用人数です。190人の内訳（長久手市140人、東郷町50人）
・1号認定における「提供量（確保方策）」について
他市町の施設分 510人（名古屋市180人、長久手市60人、東郷町10人、みよし市260人）が含まれます。

【平成 28 年度】

| | | 平成 28 年度 | | | |
|--------------------|---------|-------------------------------|--------|--------------|----------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ 含む | 2号認定 | 3号認定 (0歳) | 3号認定 (1~2歳) |
| ニーズ量 の見込み | 市内 | 1,914人 (内2号226人) | 1,269人 | 143人 | 742人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 提供量（確保方針） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 112人 | 535人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0人 | 6人 | 32人 |
| 認可外保育施設 | | | 0人 | 28人 | 176人 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 146人 | 743人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ量） | | 84人 | 40人 | 3人 | 1人 |

【平成 29 年度】

| | | 平成 29 年度 | | | |
|--------------------|---------|-------------------------------|--------|--------------|----------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ 含む | 2号認定 | 3号認定 (0歳) | 3号認定 (1~2歳) |
| ニーズ量 の見込み | 市内 | 1,917人 (内2号226人) | 1,271人 | 143人 | 744人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 124人 | 573人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0人 | 8人 | 48人 |
| 認可外保育施設 | | | 0人 | 21人 | 148人 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 153人 | 769人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ量） | | 81人 | 38人 | 10人 | 25人 |

【平成 30 年度】

| | | 平成 30 年度 | | | |
|--------------------|---------|-------------------------------|--------|--------------|----------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ 含む | 2号認定 | 3号認定 (0歳) | 3号認定 (1~2歳) |
| ニーズ量 の見込み | 市内 | 1,933人 (内2号228人) | 1,282人 | 142人 | 742人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 124人 | 573人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0人 | 9人 | 65人 |
| 認可外保育施設 | | | 0人 | 18人 | 131人 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 151人 | 769人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ量） | | 65人 | 27人 | 9人 | 27人 |

【平成 31 年度】

| | | 平成 31 年度 | | | |
|--------------------|---------|-------------------------------|--------|--------------|----------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ 含む | 2号認定 | 3号認定 (0歳) | 3号認定 (1~2歳) |
| ニーズ量 の見込み | 市内 | 1,965人 (内2号232人) | 1,303人 | 144人 | 746人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 124人 | 573人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0人 | 12人 | 81人 |
| 認可外保育施設 | | | 0人 | 14人 | 103人 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,998人 (内2号236人) | 1,309人 | 150人 | 757人 |
| | 他市町の子ども | 190人 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ量） | | 33人 | 6人 | 6人 | 11人 |

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、標準保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実 利 用 人 数 | 120 人 | 153 人 | 158 人 | 214 人 | 202 人 | 224 人 |
| 実 施 箇 所 数 | 3 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 | 4 箇所 | 4 箇所 | 5 箇所 |

【今後の方向性】

ニーズ量に応じて、延長保育事業（時間外保育事業）の提供量の増大を図ります。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニ ー ズ 量 | 344 人 | 356 人 | 357 人 | 358 人 | 362 人 |
| 実 施 箇 所 数 (確 保 方 策) | 6 箇所 |
| 提 供 量 | 400 人 |
| 過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量) | 56 人 | 44 人 | 43 人 | 42 人 | 38 人 |

(2) 放課後児童対策事業（児童クラブ・学童保育所・放課後子ども教室） ● ● ●

【事業概要】

児童クラブ・学童保育所（放課後児童健全育成事業）は、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

放課後子ども教室は、すべての児童を対象とし、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所をつくりながら、学びの場を提供するものです。

【現状】

| | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 入所者数計 | 602人 | 625人 | 645人 | 662人 | 735人 | 833人 |
| 児童クラブ数 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 5箇所 |
| 学童保育所数 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 | 9箇所 | 10箇所 |
| 放課後子ども教室数 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 1箇所 | 4箇所 |

※ 放課後子ども教室の利用人数については、直近の児童クラブ利用者数と同数として集計しています。

【今後の方向性】

留守家庭児童に配慮した延長事業を合わせ持った、放課後子ども教室の拡大を図っていきます。

学童保育所については、既存の施設に加え、新たに民間事業者の参入を進めていきます。

放課後子ども教室は、学校行事、活動プログラムなど利用人数の増加が見込まれる場合での、指導員の配置人数等の検討を行います。

【市域全体】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 733 | 741 | 746 | 758 | 774 |
| | | 4～6年生 | | 315 | 321 | 335 | 341 | 344 |
| | | 計 | | 1,048 | 1,062 | 1,081 | 1,099 | 1,118 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 10 | 12 | 14 | 15 | 15 | 15 |
| | 放課後こども教室 | | 4 | 6 | 7 | 9 | 9 | 9 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 232 | 145 | 102 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 411 | 501 | 611 | 661 | 661 | 661 |
| | | 計 | 643 | 646 | 713 | 661 | 661 | 661 |
| | 放課後こども教室 | | 191 | 426 | 506 | 606 | 606 | 606 |
| | 計 | | 834 | 1,072 | 1,219 | 1,267 | 1,267 | 1,267 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 24 | 157 | 186 | 168 | 149 |

【南学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 77 | 79 | 79 | 79 | 80 |
| | | 4～6年生 | | 32 | 32 | 33 | 33 | 34 |
| | | 計 | | 109 | 111 | 112 | 112 | 114 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後こども教室 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | | 計 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | 放課後こども教室 | | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 |
| | 計 | | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 15 | 13 | 12 | 12 | 10 |

【北学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 48 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| | | 4～6年生 | | 26 | 28 | 30 | 31 | 31 |
| | | 計 | | 74 | 75 | 77 | 78 | 78 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 40 | 40 | 40 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| | | 計 | 82 | 82 | 82 | 42 | 42 | 42 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 0 | 0 | 50 | 50 | 50 |
| | 計 | | 82 | 82 | 82 | 92 | 92 | 92 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 8 | 7 | 15 | 14 | 14 |

【東学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 88 | 92 | 98 | 104 | 113 |
| | | 4～6年生 | | 33 | 37 | 41 | 44 | 47 |
| | | 計 | | 121 | 129 | 139 | 148 | 160 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 33 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 50 | 73 | 113 | 113 | 113 | 113 |
| | | 計 | 83 | 116 | 113 | 113 | 113 | 113 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 0 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 計 | | 83 | 116 | 173 | 173 | 173 | 173 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | ▲5 | 44 | 34 | 25 | 13 |

【香久山学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 129 | 125 | 120 | 116 | 117 |
| | | 4～6年生 | | 58 | 53 | 50 | 48 | 46 |
| | | 計 | | 187 | 178 | 170 | 164 | 163 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | | 計 | 128 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| | 計 | | 128 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 8 | 17 | 25 | 31 | 32 |

【西学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 113 | 116 | 115 | 115 | 113 |
| | | 4～6年生 | | 45 | 43 | 46 | 44 | 45 |
| | | 計 | | 158 | 159 | 161 | 159 | 158 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 62 | 62 | 62 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 33 | 73 | 103 | 123 | 123 | 123 |
| | | 計 | 95 | 135 | 165 | 123 | 123 | 123 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 0 | 0 | 50 | 50 | 50 |
| | 計 | | 95 | 135 | 165 | 173 | 173 | 173 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | ▲23 | 6 | 12 | 14 | 15 |

【相野山学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 47 | 45 | 40 | 37 | 33 |
| | | 4～6年生 | | 24 | 22 | 22 | 20 | 18 |
| | | 計 | | 71 | 67 | 62 | 57 | 51 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 37 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | 計 | 71 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 放課後こども教室 | | 0 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 計 | | 71 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 4 | 8 | 13 | 18 | 24 |

【梨の木学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 34 | 33 | 33 | 33 | 35 |
| | | 4～6年生 | | 19 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| | | 計 | | 53 | 50 | 49 | 49 | 50 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後こども教室 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | | 計 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 放課後こども教室 | | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| | 計 | | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 25 | 28 | 29 | 29 | 28 |

【赤池学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 143 | 146 | 151 | 157 | 161 |
| | | 4～6年生 | | 62 | 69 | 75 | 81 | 82 |
| | | 計 | | 205 | 215 | 226 | 238 | 243 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 放課後こども教室 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 41 | 75 | 115 | 115 | 115 | 115 |
| | | 計 | 41 | 75 | 115 | 115 | 115 | 115 |
| | 放課後こども教室 | | 60 | 110 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| | 計 | | 101 | 185 | 245 | 245 | 245 | 245 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | ▲20 | 30 | 19 | 7 | 2 |

【竹の山学校区】

| | | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1～3年生 | | 54 | 58 | 63 | 70 | 75 |
| | | 4～6年生 | | 16 | 20 | 22 | 24 | 26 |
| | | 計 | | 70 | 78 | 85 | 94 | 101 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学童保育所 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 放課後こども教室 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 児童クラブ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学童保育 | 42 | 42 | 42 | 72 | 72 | 72 |
| | | 計 | 42 | 42 | 42 | 72 | 72 | 72 |
| | 放課後こども教室 | | 30 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 計 | | 72 | 82 | 82 | 112 | 112 | 112 |
| 過不足(提供量－ニーズ量)(人) | | | | 12 | 4 | 27 | 18 | 11 |

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

保護者が傷病や就労、育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、幼稚園や保育園で一時的に預かる事業です。

【現状】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 幼稚園実施園数 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 |
| 保育園実施園数 | 3 園 | 3 園 | 3 園 | 3 園 | 3 園 |
| 幼稚園利用人数 | 14,222 人 | 11,932 人 | 14,857 人 | 23,391 人 | 23,703 人 |
| 保育園利用人数 | 3,386 人 | 3,816 人 | 3,367 人 | 2,606 人 | 3,130 人 |

【今後の方向性】

一時的な保育需要だけでなく、就労している保護者が幼稚園の利用を希望する場合にも対応できる幼稚園の一時預かり事業を推進し、待機児童対策の一環とします。

保護者の社会的な理由だけでなく、子育てに伴う様々な事由により、一時預かりのニーズは高まっているため、ニーズに応じ、提供量の拡大を図ります。

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニ ー ズ 量 | | 33,190 人 | 34,360 人 | 34,428 人 | 34,539 人 | 34,990 人 |
| 実施箇所 数(確保 方策) | 幼 稚 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 |
| | 保 育 園※ | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 | 6 園 |
| 提 供 量 | 2号幼稚園 (教育ニーズ) | 23,800 人 | 24,300 人 | 24,400 人 | 24,500 人 | 25,000 人 |
| | 保 育 園 | 9,500 人 | 10,080 人 | 10,080 人 | 10,080 人 | 10,080 人 |
| 合 計 | | 33,300 人 | 34,380 人 | 34,480 人 | 34,580 人 | 35,080 人 |
| 過 不 足 (提供量-ニーズ量) | | 110 人 | 20 人 | 52 人 | 41 人 | 90 人 |

※ 認定子ども園を含む。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

| 項目 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 施設数 | 1 箇所 |
| 延べ利用人数 | 54 人 | 107 人 | 116 人 | 526 人 | 705 人 |

【今後の方向性】

現在の委託施設で確保できるため、引き続き現状を維持していきます。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニ ー ズ 量 | 1,181 人 | 1,219 人 | 1,222 人 | 1,227 人 | 1,244 人 |
| 実 施 箇 所 数 (確 保 方 策) | 1 箇所 |
| 提 供 量 | 1,800 人 |
| 過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量) | 619 人 | 581 人 | 578 人 | 573 人 | 556 人 |

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 母子保健型実施箇所数（確保方策） | 0 箇所 | 0 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 |

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康状態の把握・健康保持増進や異常の早期発見・治療を目的として妊婦を対象に健康診査を行う事業です。妊娠中、適切な時期に必要な応じた医学的検査や保健指導を実施します。

【現状】

| 項目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受診対象者数 (妊娠届出数) | 1,013人 | 997人 | 1,042人 | 1,021人 | 1,041人 |
| 延べ受診回数 | 10,335回 | 12,360回 | 13,359回 | 13,382回 | 13,144回 |
| 受診率 | 72.8% | 88.5% | 91.5% | 93.6% | 90.1% |

【今後の方向性】

健やかな妊娠・出産のためにすべての妊婦が必要な健診を受けるよう、啓発を続けます。

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|----------|-------------------------------|-------------------------------|---------|-------------------------------|
| ニーズ量 | 14,392回 | 14,588回 14,420回 | 14,658回 14,560回 | 14,560回 | 14,742回 14,630回 |
| 確保方策 | 妊婦検診回数 | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 |
| | 子宮がん検診回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 提供量 | 14,392回 | 14,588回 14,420回 | 14,658回 14,560回 | 14,560回 | 14,742回 14,630回 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(9-1) 産婦健康診査 (H29年度新規事業)

【事業概要】

産婦の心身の健康状態を把握し、疾病等早期発見、治療を行うことにより、母親が安心して育児することができることを支援する事業です。分娩後8週以内に実施

し、必要に応じ保健指導を実施します。

【今後の方向性】

産後の健康管理のために、すべての産婦が健診を受けるよう啓発していきます。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニ ー ズ 量 | — | — | 940 回 | 1,040 回 | 1,040 回 |
| 産 婦 健 診 回 数 (確 保 方 策) | — | — | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| 提 供 量 | — | — | 940 回 | 1,040 回 | 1,040 回 |
| 過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量) | — | — | 0 | 0 | 0 |

(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法第6条に基づき生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけることにより乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭に対し、育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導・助言等を訪問して実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るものです。

【現状】

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 乳児家庭全戸訪問事業 訪 問 件 数 | 711 件 | 921 件 | 999 件 | 1,016 件 | 936 件 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 訪 問 率 | 75.0% | 96.9% | 98.6% | 98.1% | 98.2% |
| 養育支援訪問事業等 実 人 数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 18 人 | 14 人 |

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要な方の早期支援に努めます。

養育支援訪問事業等は、特に、妊娠期から支援の必要性のある特定妊婦や虐待やその恐れのある要保護児童世帯について、関係機関と連携し、妊娠期から訪問するなど、適切な時期に訪問することにより虐待予防、養育力の向上を図っていきます。

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------------|-------------------|---|----------|----------|----------|----------|
| 訪 問 事 業 乳 児 家 庭 全 戸 | 推 計 値 | 1,011 件 | 1,017 件 | 1,021 件 | 1,029 件 | 1,032 件 |
| | 実 施 体 制 (確保方策) | 助産師や民生・児童委員・主任児童委員によりが、家庭訪問を行います。 | | | | |
| 養 育 支 援 訪 問 事 業 等 | 推 計 値 | 20 人 | 20 人 | 20 人 | 20 人 | 20 人 |
| | 実 施 体 制 (確保方策) | 要保護児童対策地域協議会の実務会議等で、児童・保健部局等連携を図り、助産師・家庭相談員等が訪問します。 | | | | |

6 認定こども園の普及等に関する取組（教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について）

認定こども園については、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる施設であることから、本市では既存の幼稚園や保育園等からの移行や新たな設置について、教育・保育のニーズや設置者の意向等を踏まえ適切に普及促進や必要な支援を図っていきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、幼保連絡協議会等により小学校就学後も継続的な教育的支援の実施を確保します。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「日進市子ども施策推進委員会（日進市版子ども・子育て会議）」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 既存事業の見直しや整理統合、財源の確保

本計画を的確に推進するには財源が必要であり、限られた予算の中でより効果的かつ効率的な事業実施を行う必要があります。実施状況の点検にあたり、市の財政状況や社会経済情勢、国の施策に対応するため、必要に応じて既存事業の見直しや整理統合を検討します。また、実施事業にあたり、国県補助事業等を活用するなど財源確保に取り組んでいきます。

3 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進するとともに、県を通じ産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

日進市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：日進市 福祉部 児童課

〒470-0192

日進市蟹甲町池下 268 番地

電話：0561-73-7111（代表）

児童課は平成 27 年度から、子育て支援課とこども課になります。